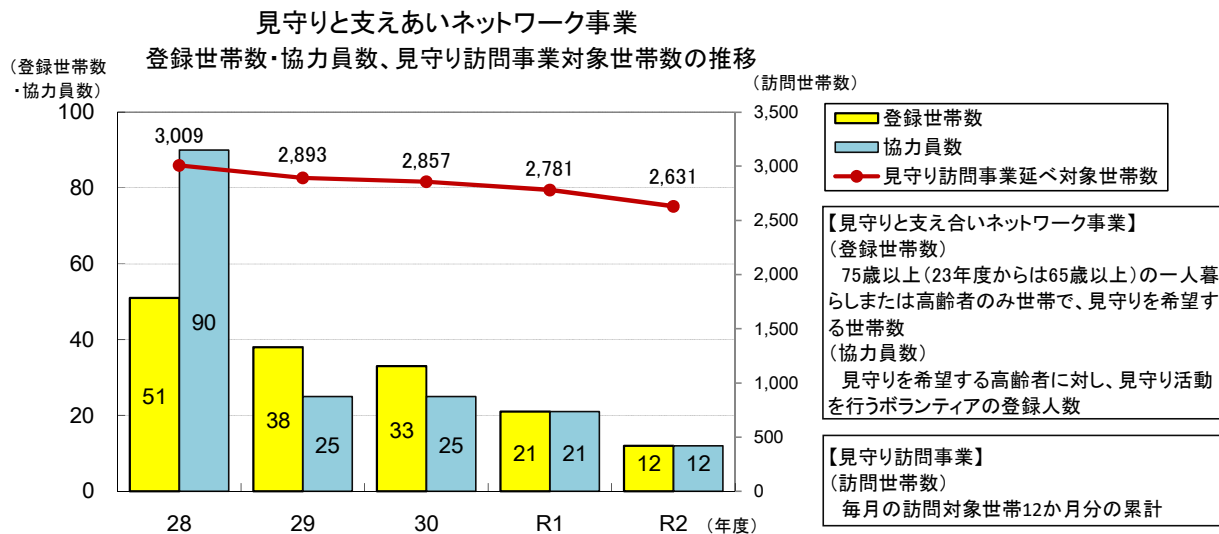


3. すべての人が地域で共に生きていけるまち

1. 地域福祉の推進

1. 見守りと支えあいネットワーク事業

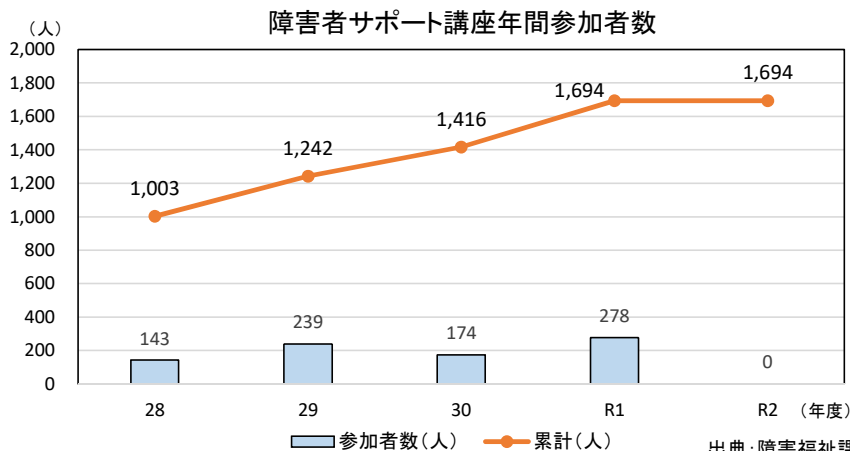
平成29年度より新規受付を休止し、新たに見守りを希望する高齢者は見守り訪問事業を利用。区が行うアウトリーチ事業等を基に、見守りが必要と判断した高齢者や自ら見守りを希望する高齢者に対して、訪問員が月2回訪問し声かけを行い広報紙を配付している。



出典: 高齢者福祉課作成資料

2. 障害者サポート講座年間参加者数及び累計人数

平成23年度から区民ひろば等を会場に年4回程度開催している。令和元年度は映画上映イベントを障害者団体と合同で実施し、集客アップを図った。令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大を受け区民ひろば等での開催を行わず、としまテレビや区公式YouTube等での周知活動を行った (YouTubeの再生回数合計6,301回)。



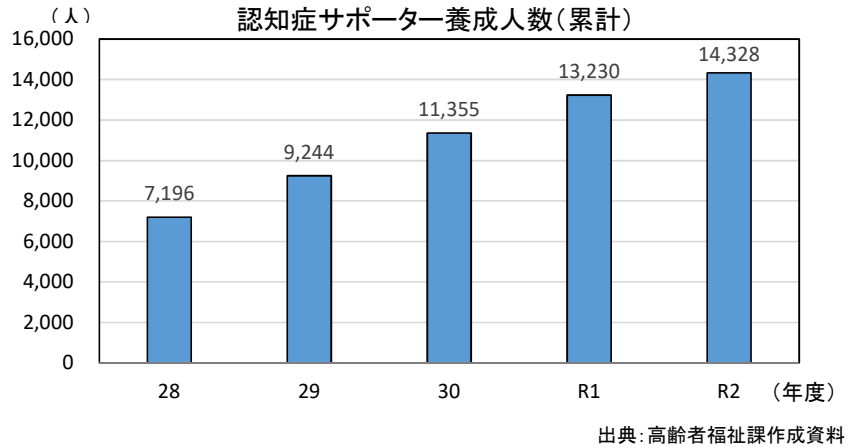
出典: 障害福祉課作成資料

【基本計画2016-2025 施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成26年度 (現状)	令和2年度 (前期目標)	令和7年度 (後期目標)
障害者サポート講座年間参加者及び累計人数	185(722)人	240(1,822)人	300(3,472)人

3. 認知症サポーター養成人数（累計）

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者（認知症サポーター）になるための講座。



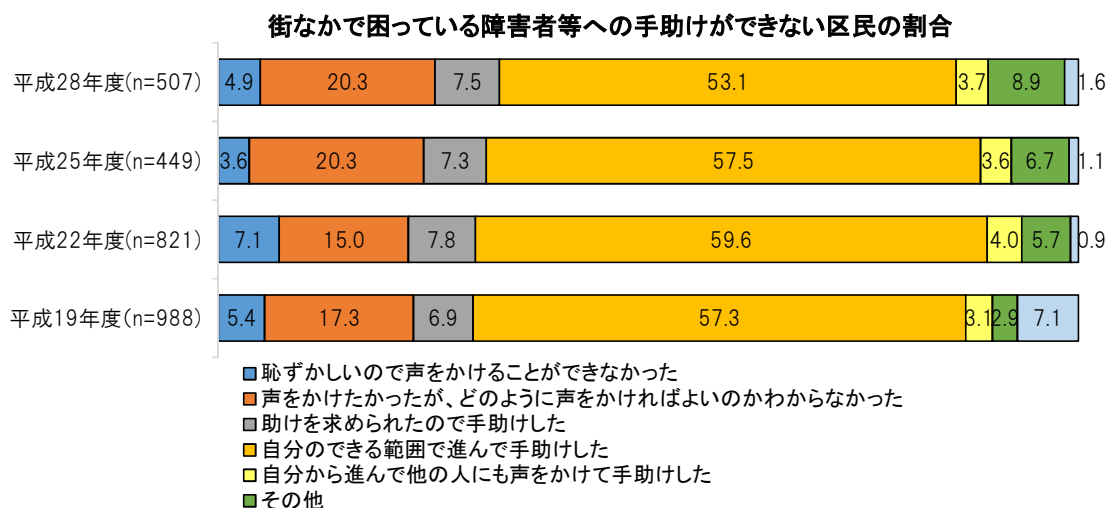
【基本計画2016-2025 施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成26年度 (現状)	令和2年度 (前期目標)	令和7年度 (後期目標)
認知症サポーター養成人数(累計)	4,569人	1万人	1万2,000人

4. 街なかで困っている障害者等への手助けができない区民の割合

「豊島区地域保健福祉計画改定のための区民意識調査・意向調査報告書」結果による。おおよそ25%の区民が、結果的に声掛けすることができなかったと回答している。

障害者サポート講座などの区民講座などを通じて、障害者に対する理解の促進を図り、ちょっとした手助けができるように気運を高めていく。



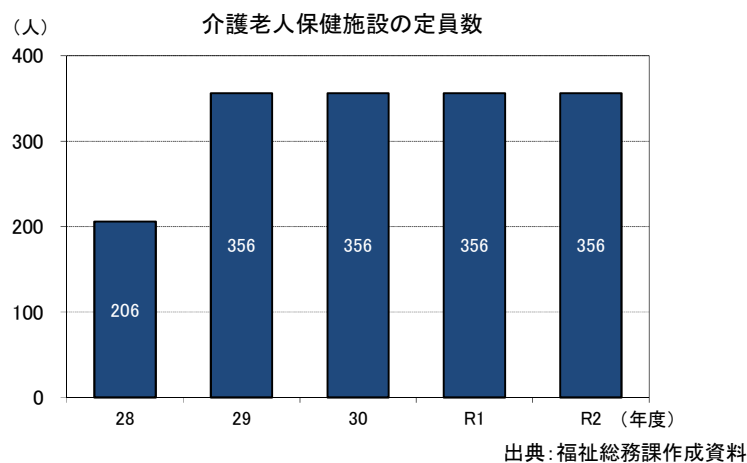
【基本計画2016-2025 施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成26年度 (現状)	令和2年度 (前期目標)	令和7年度 (後期目標)
街なかで困っている障害者等への手助けができない区民の割合	23.9%	20.0%	18.0%

3-1 地域福祉の推進

5. 介護老人保健施設の定員数の推移

南池袋4丁目に、定員150名の介護老人保健施設を整備した（平成29年9月開設）。

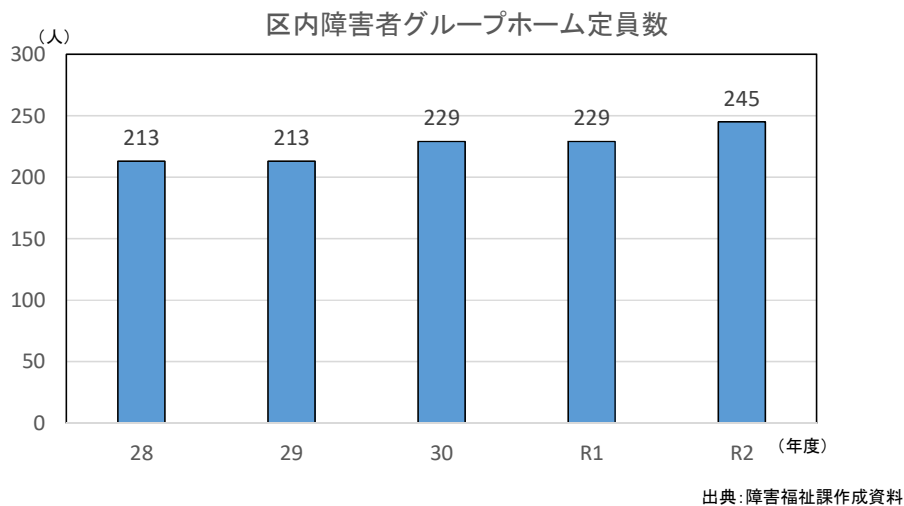


【基本計画2016-2025 施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成26年度 (現状)	令和2年度 (前期目標)	令和7年度 (後期目標)
介護老人保健施設の定員数	206人	356人	456人

6. 区内障害者グループホーム定員数

区内の障害者向けグループホームは、令和2年度 知的1ヶ所（重度対応）、精神1ヶ所が開設した。

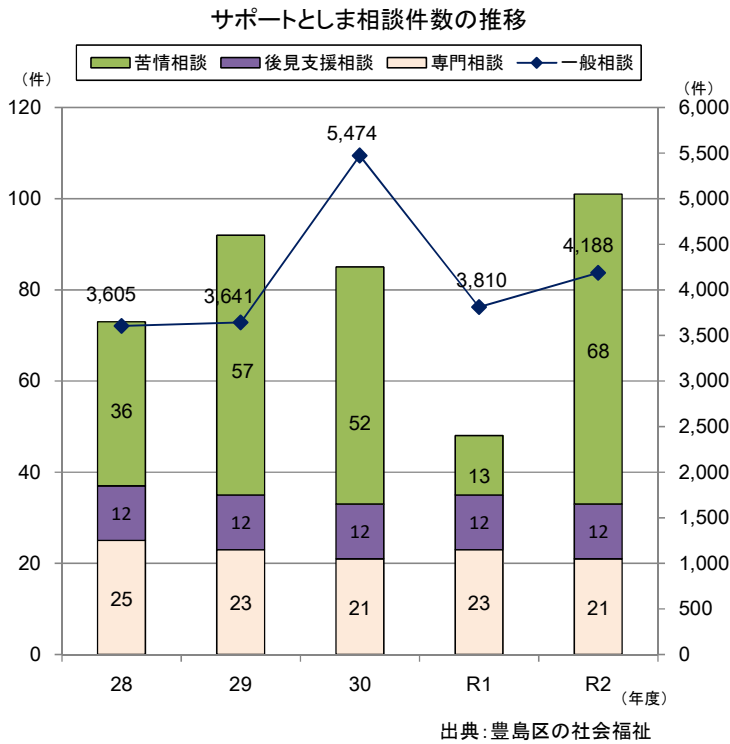


【基本計画2016-2025 施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成26年度 (現状)	令和2年度 (前期目標)	令和7年度 (後期目標)
区内障害者グループホーム定員数	196人	250人	300人

7. 権利擁護の推進

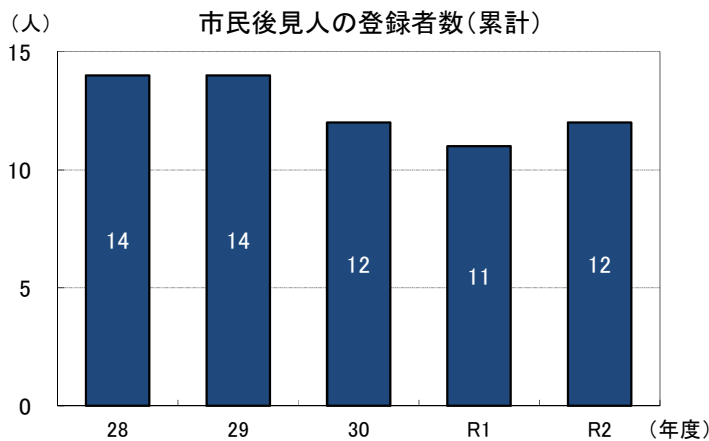
近年、サポートとしまの事業が周知され、区民本人からの相談やケアマネジャーや事業所等の福祉関係者からの相談が多くなっている。また、認知症による財産管理や成年後見制度の利用など高齢者についての相談が最も多く、全体の約7割を占めている。なお、平成28年度より社会貢献型後見人や法人後見の受任ケースを継続的に同じ弁護士に相談できる「後見支援相談」を開始した。



【サポートとしまとは】
 平成15年度から社会福祉協議会に権利擁護支援室として「サポートとしま」が開設され、福祉サービスの利用援助や成年後見制度に関する相談に応じている。
 また、弁護士等の専門家による相談や苦情対応も行なっている。さらに法人後見の受任および社会貢献型後見人の養成、後見監督の受任を行なっている。

8. 市民後見人の登録者数（累計）

弁護士などの専門職ではなく、区民のみなさんが身近な人を後見する「社会貢献型後見人（市民後見人）」の養成並びに育成に向け、養成講座や各種研修、相談対応等の支援を行っている。



出典：福祉総務課・豊島区民社会福祉協議会作成資料

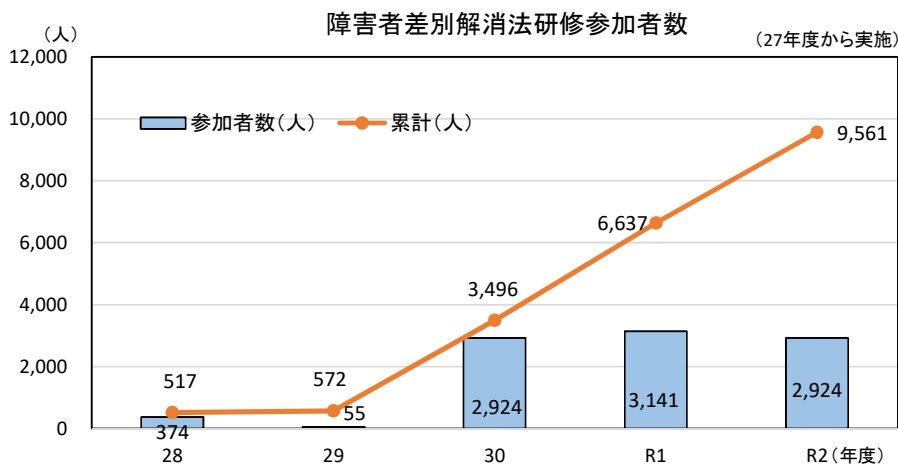
【基本計画2016-2025 施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成26年度 〈現状〉	令和2年度 〈前期目標〉	令和7年度 〈後期目標〉
市民後見人の登録者数(累計)	8人	18人	28人

3-1 地域福祉の推進

9. 障害者差別解消法に関する研修会延参加人数（累計）

平成27年度から実施。平成30年度からは、障害に関する理解を深める目的で、職員向けにeラーニング研修を実施している。



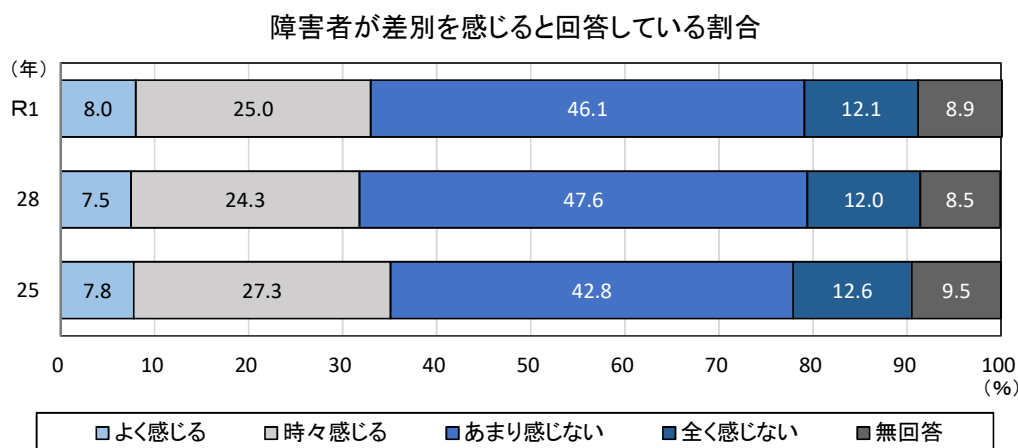
出典：障害福祉課作成資料

【基本計画2016-2025 施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成26年度 〈現状〉	令和2年度 〈前期目標〉	令和7年度 〈後期目標〉
障害者差別解消法に関する研修会参加延人数(累計)	100人(予定) (平成27年度開始)	2,000人	4,000人

10. 障害者が差別を感じると回答している割合

3年に1度実施している「障害者等実態・意向調査」結果による。令和元年度は、前回調査時より、差別を感じる人の割合はやや増加しており、差別解消法の普及啓発をより推進していく必要がある。



出典：豊島区障害者等実態・意向調査報告書

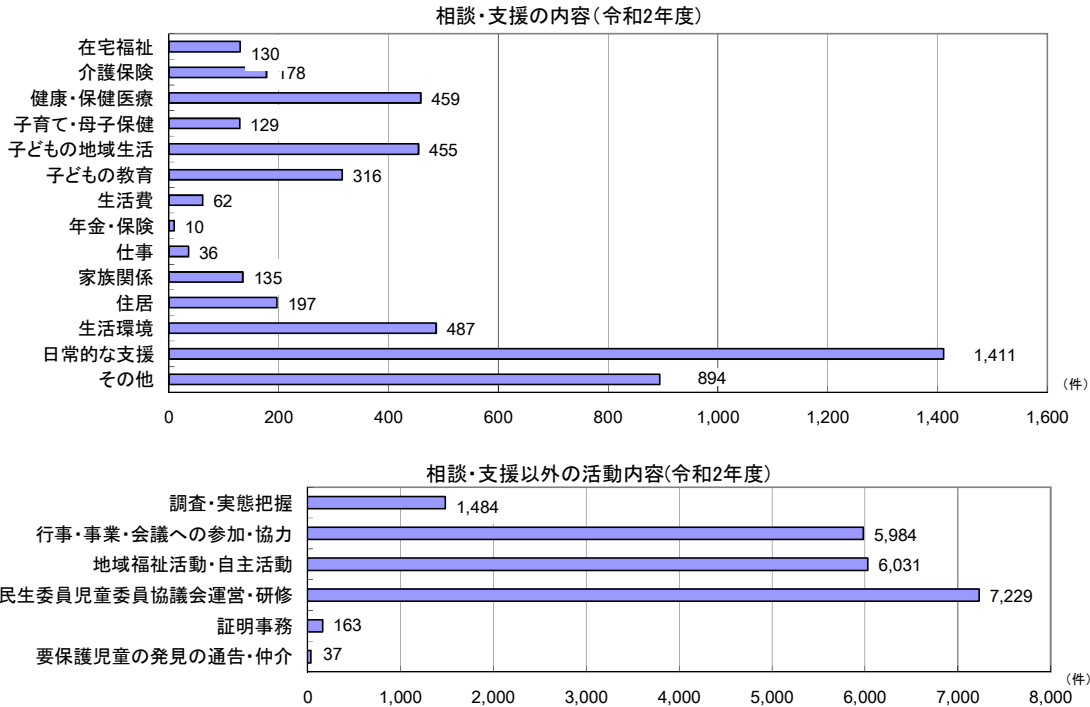
【基本計画2016-2025 施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成26年度 〈現状〉	令和2年度 〈前期目標〉	令和7年度 〈後期目標〉
差別について「よく感じる」「時々感じる」と回答している障害者の割合	35.1%	31.0%	27.0%

2. 地域における自立生活支援

1. 民生委員・児童委員の活動状況

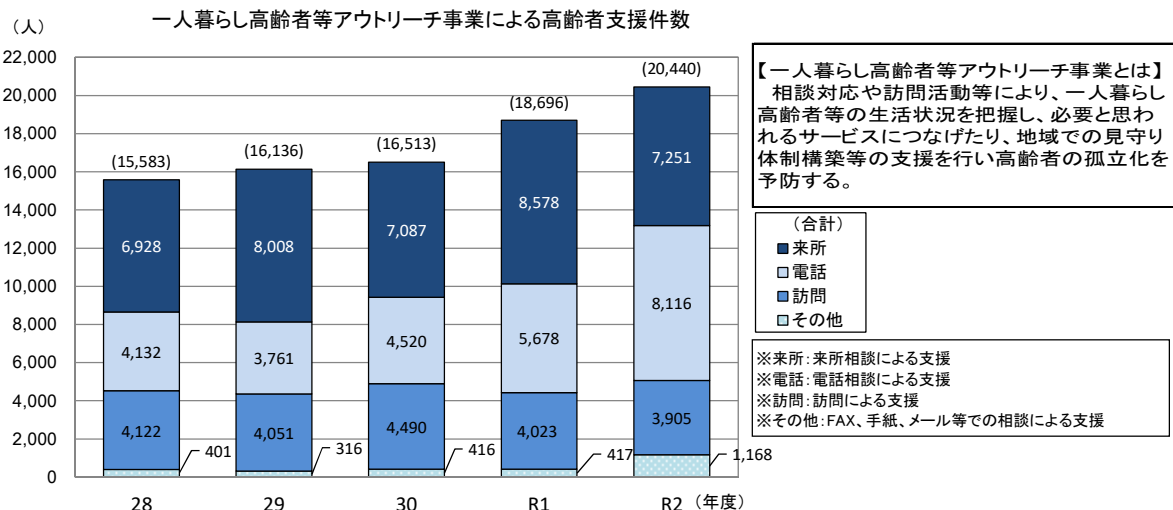
令和3年4月現在の民生委員・児童委員総数は233人（男性38人、女性195人）である。令和2年度は4,899件の相談・支援を行っており、分野別で見ると、高齢者に関する相談支援件数が半数以上を占めている。相談・支援以外の活動については、関係機関が実施する行事・事業・会議等へ参加・協力や地域福祉活動・自主活動の活動件数は依然と高い割合を占めている。



出典:「豊島区の社会福祉」

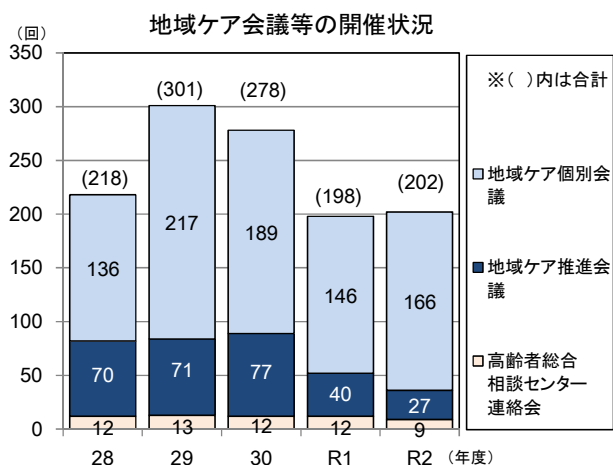
2. 一人暮らし高齢者等アウトリーチ事業

平成23年度から、区内8か所にある高齢者総合相談センターに、一人暮らし高齢者等アウトリーチ事業等を行う「見守り支援事業担当」を開設した。見守り支援事業担当は、相談対応や訪問活動、地域づくり等の活動を行い、高齢者の方が住み慣れた地域で安心して心豊かな生活が送れるように支援をしている。

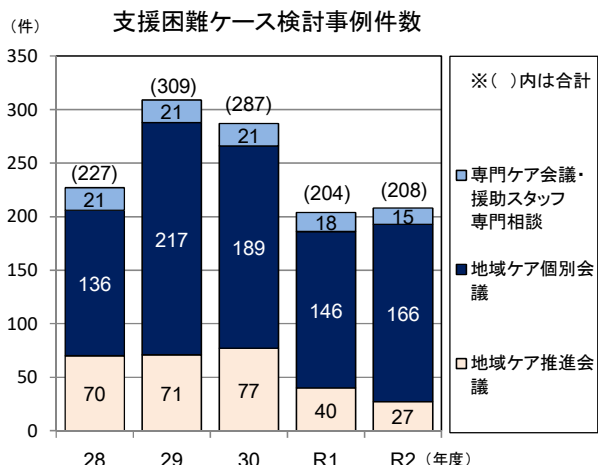


3. 地域ケア会議等開催状況

地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、地域包括ケアシステムの体制の整備を同時に進めることができる有効なツールである。地域課題に対応する「地域ケア推進会議」と、個別の課題解決・自立支援に向けた検討を行う「地域ケア個別会議」を、8か所の高齢者総合相談センター及び高齢者福祉課主催にて開催している。また、相談を通じ、虐待が疑われる等対応困難な問題を複合的に抱える場合には、精神科医・弁護士を交えた「専門ケア会議」、臨床心理士等による「要援護高齢者援助スタッフ専門相談」を実施し、問題解決を図っている。



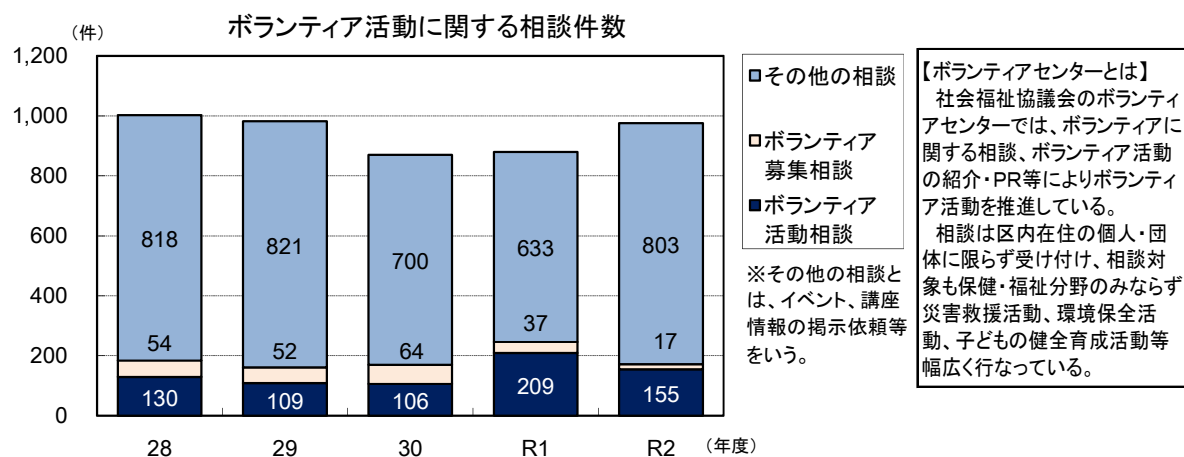
出典:高齢者福祉課作成資料(「豊島区の社会福祉」より)



出典:高齢者福祉課作成資料(「豊島区の社会福祉」より)

4. ボランティア活動に関する相談件数

ボランティア活動の推進を図るため、ボランティア情報を発信したり、入門講座やテーマ別講座を開催するなど、様々な相談を受付けている。



出典:「豊島区の社会福祉」

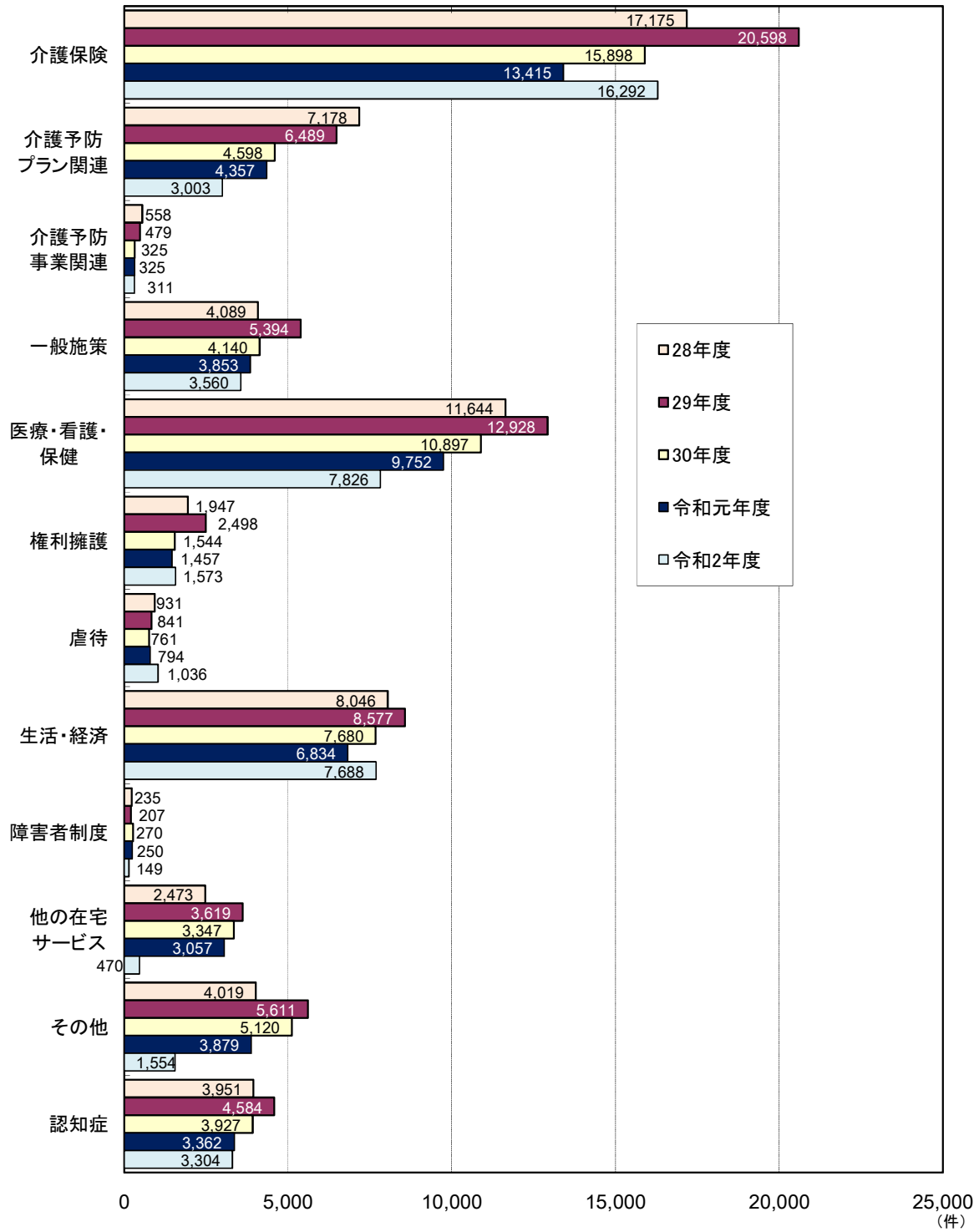
【ボランティアセンターとは】
社会福祉協議会のボランティアセンターでは、ボランティアに関する相談、ボランティア活動の紹介・PR等によりボランティア活動を推進している。相談は区内在住の個人・団体に限らず受け付け、相談対象も保健・福祉分野のみならず災害救援活動、環境保全活動、子どもの健全育成活動等幅広く行なっている。

※その他の相談とは、イベント、講座情報の掲示依頼等をいう。

5. 地域包括支援センター相談件数

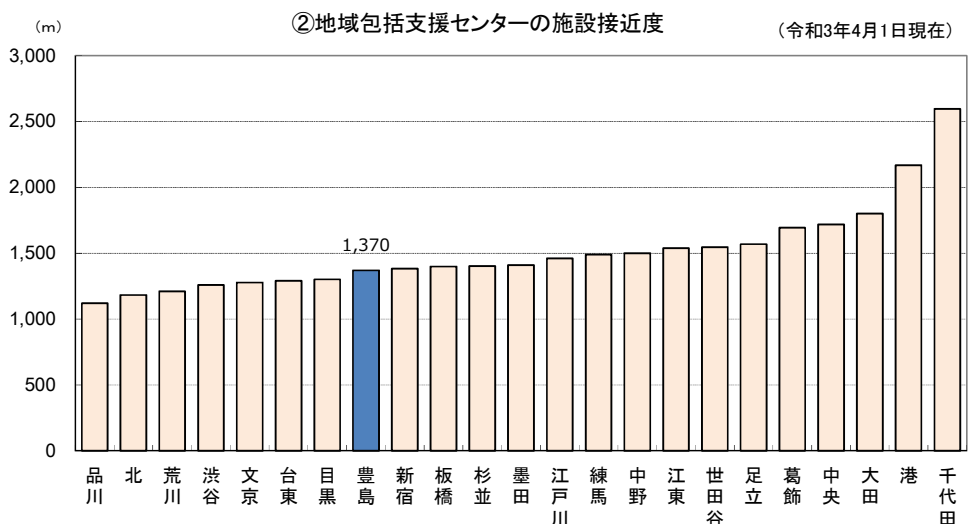
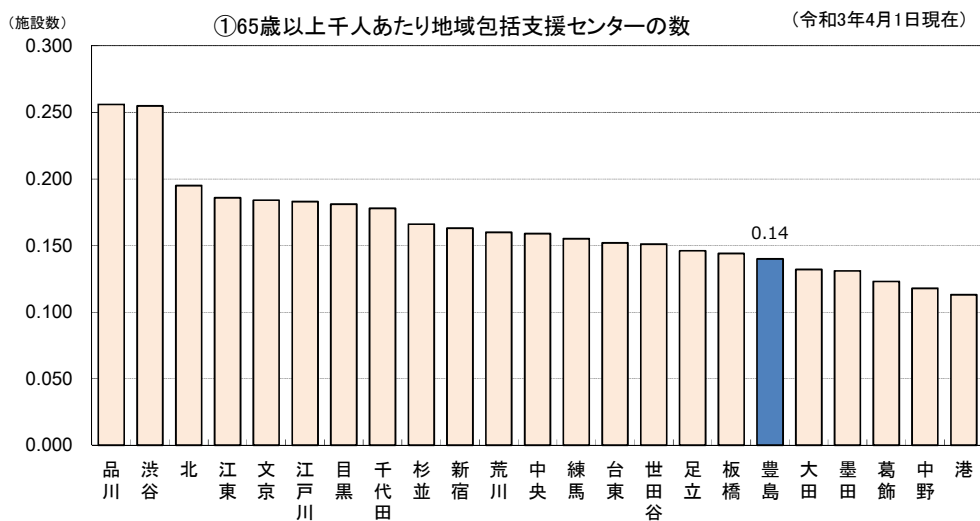
介護保険に関する相談がもっとも多い。

地域包括支援センター 相談件数



出典:高齢者福祉課作成資料(「豊島区の社会福祉」より)

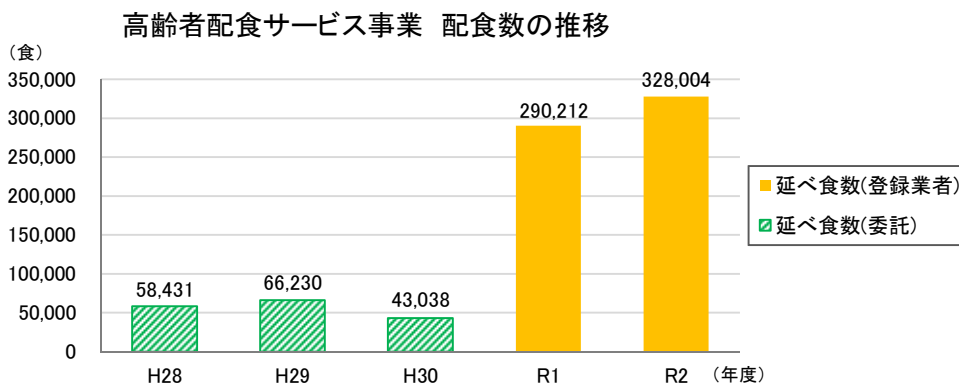
6. 地域包括支援センターの23区比較（施設数・施設接近度）



出典：【施設数】令和3年4月1日現在 東京都福祉保健局ホームページ【人口】令和3年1月1日現在 住民基本台帳
 ※施設接近度とは、一定の区域内の施設が均等に分布していると仮定した場合の施設相互間の距離をいう。

7. 高齢者配食サービス

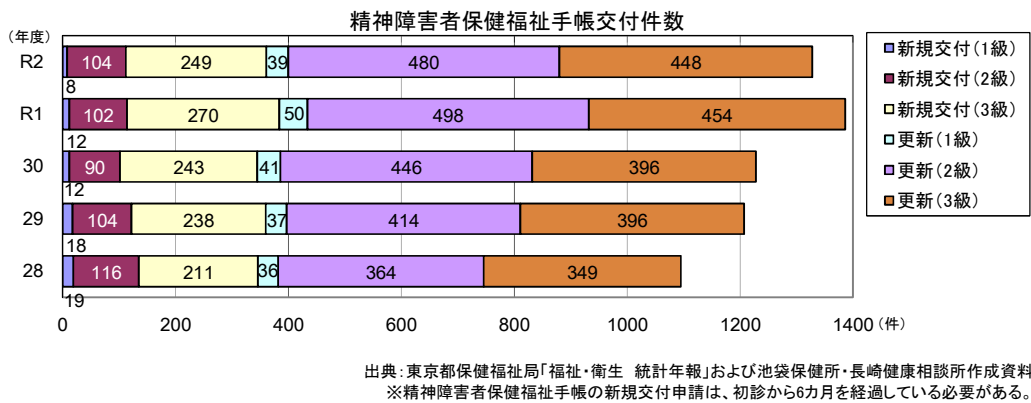
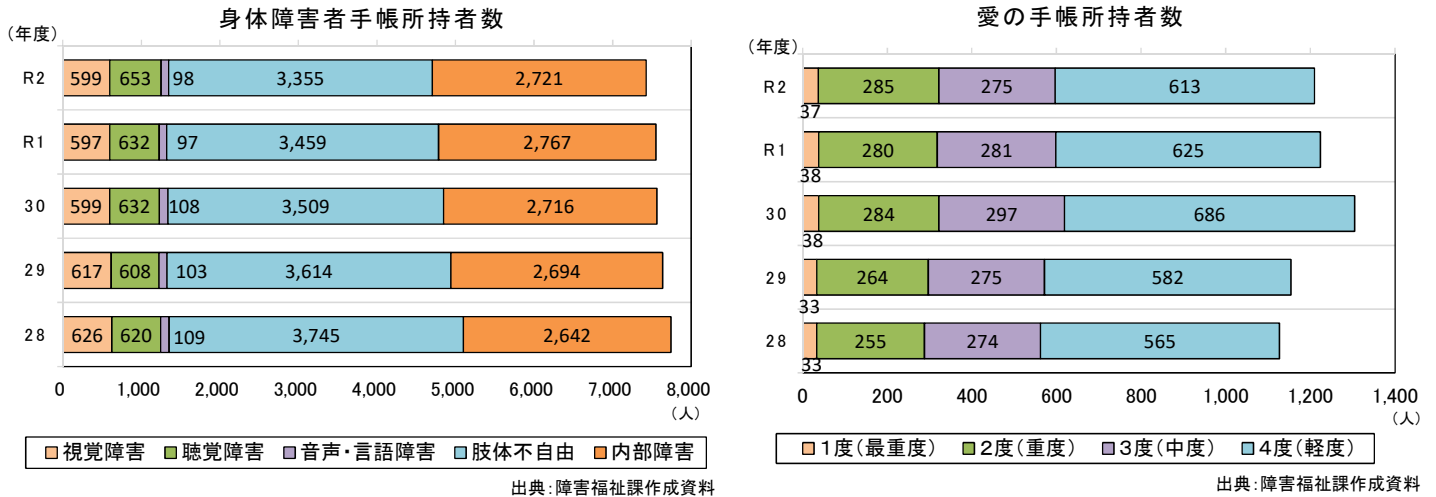
高齢化の進展に伴い、配食サービスの利用が増加傾向である。平成29年度までは配食事業者3社、平成30年度は1社への委託により実施していたが、令和元年度より区へ登録した事業者の紹介制度に完全移行した。取扱事業者が7社（令和元年度）に増えたため、令和元年度から延べ食数が大きく増加している。



出典：高齢者福祉課作成資料

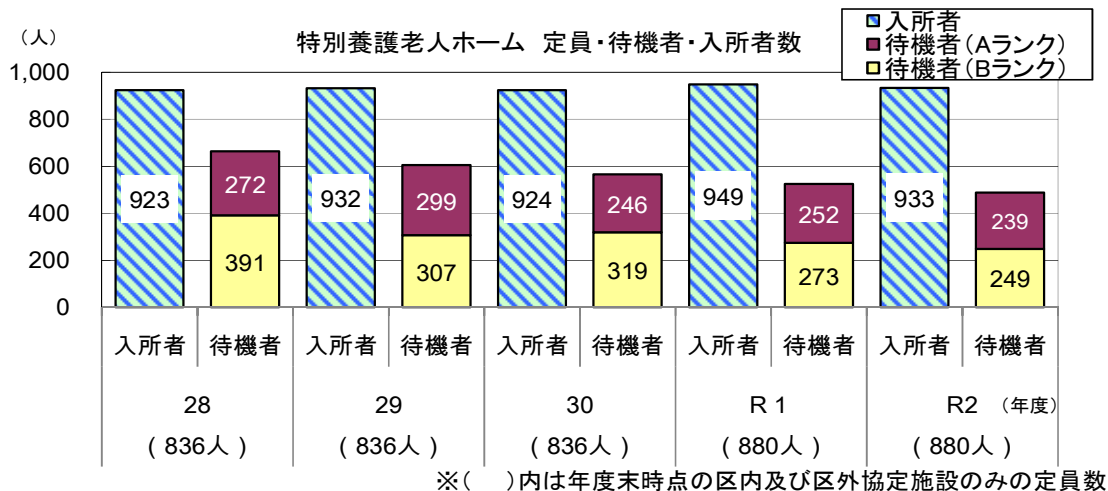
8. 身体障害者手帳・愛の手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳交付件数

身体障害者手帳所持者数は内部障害が増加している。愛の手帳所持者数は転出入による動きはあるが、昨年と比べ大きな変動はない。精神障害者保健福祉手帳所持者数については、毎年、増加の傾向にある。



9. 特別養護老人ホームの定員・待機者・入所者推移

平成 27 年度に 2 施設（千川の杜、東池袋桑の実園）が開設し、定員数が増加した。令和元年度に池袋養浩荘が池袋ほんちょうの郷に変わったこと、ケアホーム板橋が新設されたことにより定員が増加した。

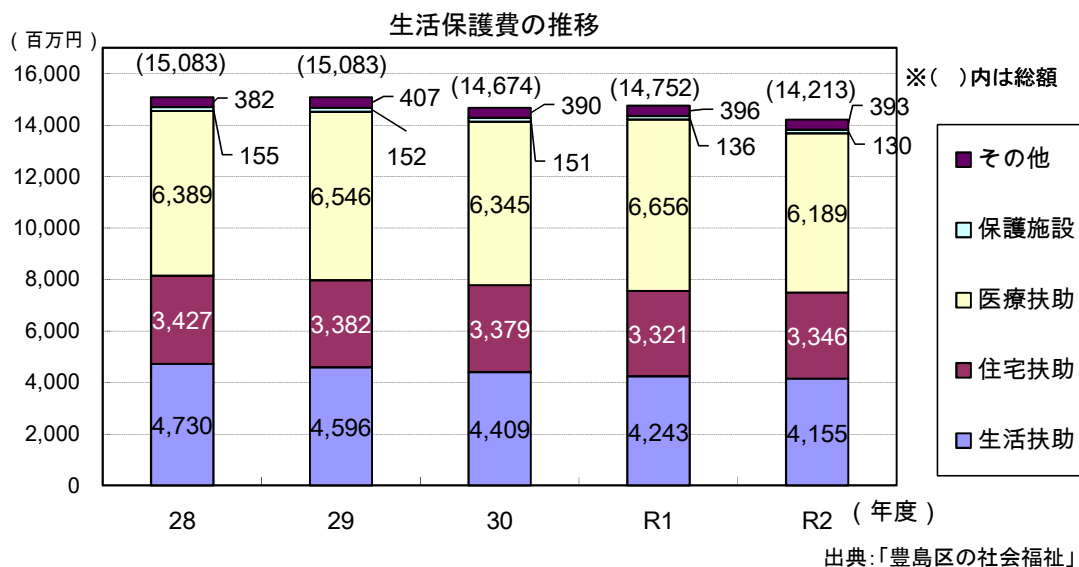


※Aランク：「豊島区特別養護老人ホーム優先入所基準」において「優先度が高い」と判断された者
 ※入所者には区外施設に入所している者も含む

出典：高齢者福祉課作成資料

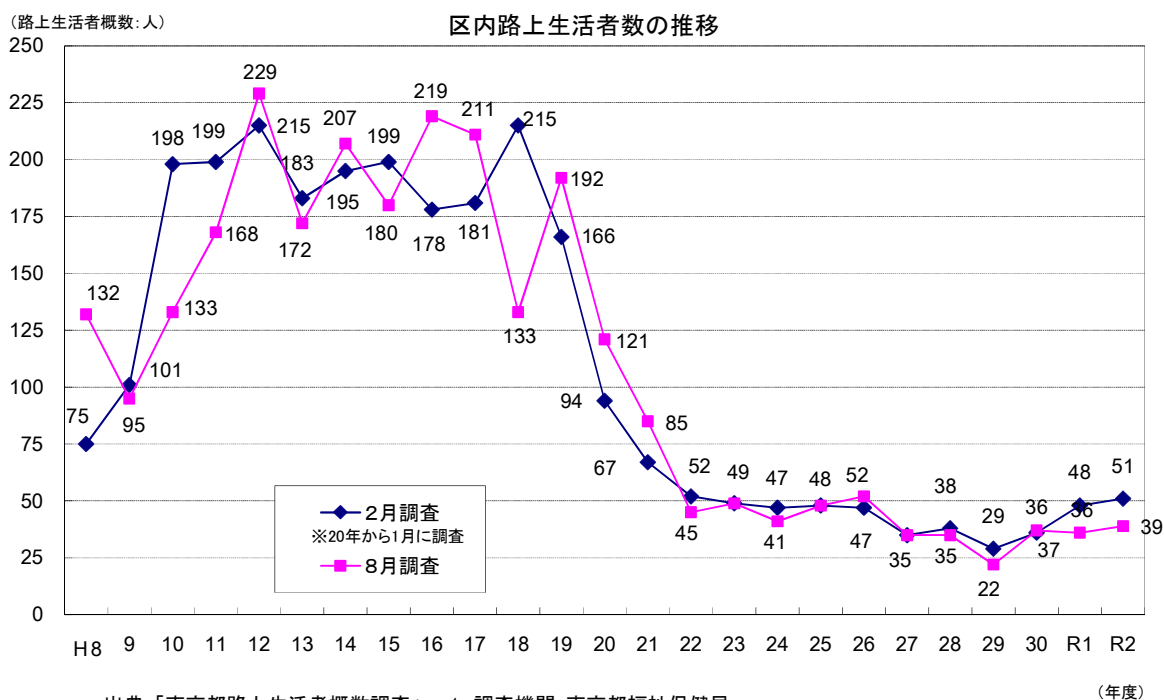
10. 生活保護費の推移

生活保護費は、平成20年に発生した世界的な景気後退による雇用情勢の急速な悪化により、平成20年度の109億円が平成22年度には148億円へと36%急増した（保護世帯数は同比37%の増）。その後は、保護世帯数や医療・介護扶助費の微増、微減、平成30年から3年間に渡る生活保護基準の見直し、後発医薬品使用の推進等の様々な要因により、生活保護費は150億円前後で推移している。



11. 区内路上生活者数の推移

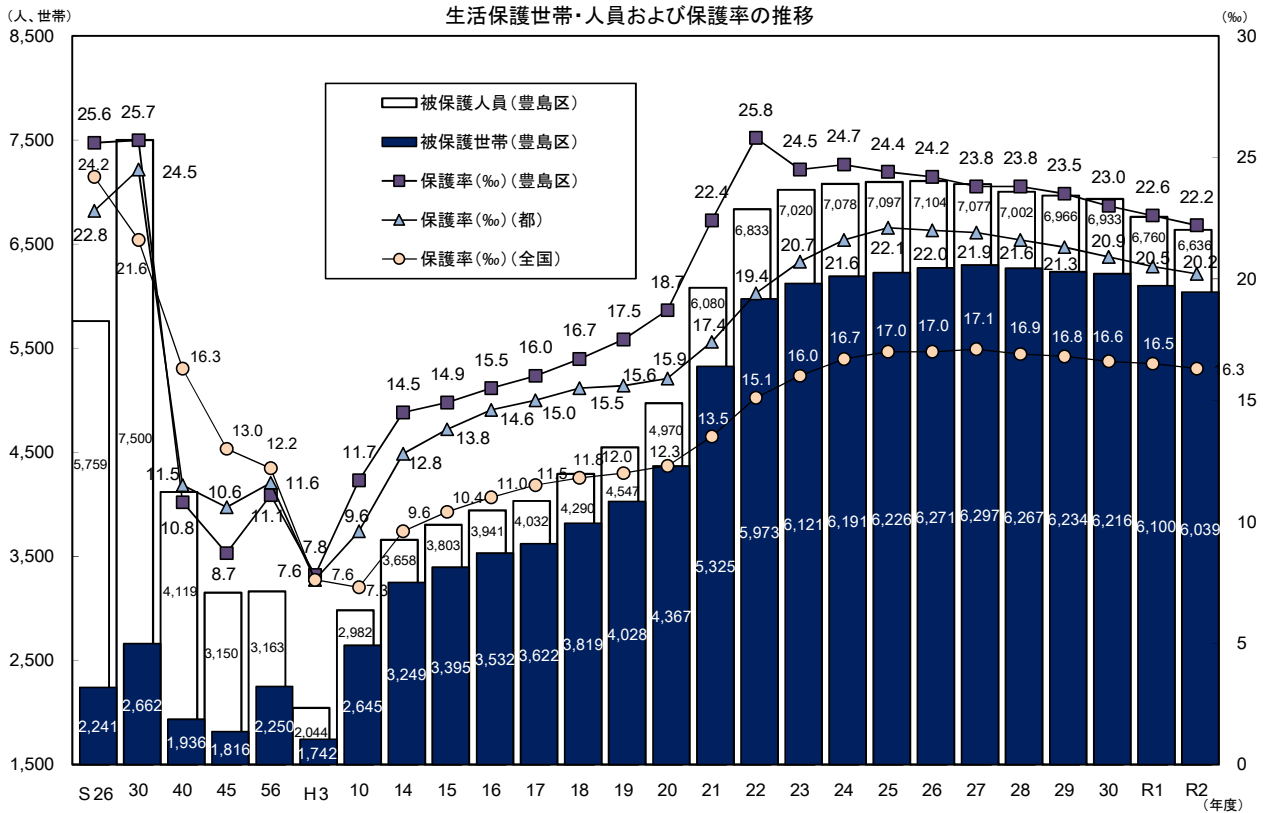
区内の路上生活者数はピーク時から6分の1程度に減少している。区は、区内関係諸機関による合同パトロール（区独自事業）や社会福祉法人職員による巡回相談（都区共同事業）等のアウトリーチ事業を実施して、公園、道路、駅等で起居する路上生活者に対して自立・保護の機会を提供している。



1. 調査機関: 東京都福祉保健局
2. 調査範囲: 都及び区所管の道路、公園、河川等と鉄道駅舎
3. 調査方法: 各施設管理者の視覚による確認調査

12. 生活保護世帯・人員及び保護率の推移

景気の低迷や所得格差の拡大等により増加傾向にあった被保護者数は、平成20年秋以降雇用情勢の急速な悪化により急増したが、平成23年度以降は横ばいに転じ、近年は微減傾向で推移している。



※昭和26～45年度の保護率は「民生局業務統計月報」及び昭和26～45年度の国の保護率は「生活保護速報」による。 出典：「豊島区の社会福祉」

13. 暮らし・しごと相談支援センターにおける新規相談者数、就労支援対象者及び就職者数、生活困窮者就労準備支援事業支援対象者数（年間）

【暮らし・しごと相談支援センターにおける新規相談者数】

平成27年4月から生活困窮者自立支援法が施行され、仕事、借金、住まい等さまざまな事情でお困りの方を対象に「暮らし・しごと相談支援センター」を設立し、関係機関と連携しながら、それぞれの状況に応じた支援を行っている。昨年からは新型コロナウイルス感染症の蔓延による生活困窮者対策を実施するなかで、住居確保給付金の利用者が急増しており、現在も高止まりしている状況である。

【暮らし・しごと相談支援センターにおける就労支援対象者及び就職者数】

暮らし・しごと相談支援センターにおいて、「仕事が見つからない」、「就職活動をどのようにしたら良いかわからない」、「仕事の条件が自分に合わない」等就労でお悩みの方に対し、個別求人開拓により支援者に合った仕事を創り、安定した就労ができるよう支援している。また、就職活動技術支援や定着支援等も併せて行っている。

コロナ禍における求人数の減少により、離職・休業を余儀なくされた方に対し、今後は質を高めた丁寧な支援が一層求められる。

【生活困窮者就労準備・社会参加支援事業支援対象者数(年間)】

暮らし・しごと相談支援センターにおいて、さまざまな阻害要因により早期の就労が困難な方を対象に、阻害要因の解消を行いつつ就労に向けた基礎能力を養い、就労に向けた基盤作りを行っている。また、阻害要因解消のため社会参加を促し、孤立・孤独からの脱却も併せて行っている。

(実績)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
新規相談者数	1,208	1,168	1,233	1,315	6,545
制度利用申込者数	674	648	716	739	446
就労支援対象者数	342	228	226	249	284
就職決定数	196	183	166	183	163
就労準備・社会参加支援事業支援対象者数	47	70	65	75	74

※平成27年度開始事業

※令和2年度「制度利用申込者数」について、住居確保給付金利用者は利用申込を省略する通知が出されたため、実際の制度利用者と異なる。

出典：福祉総務課作成資料

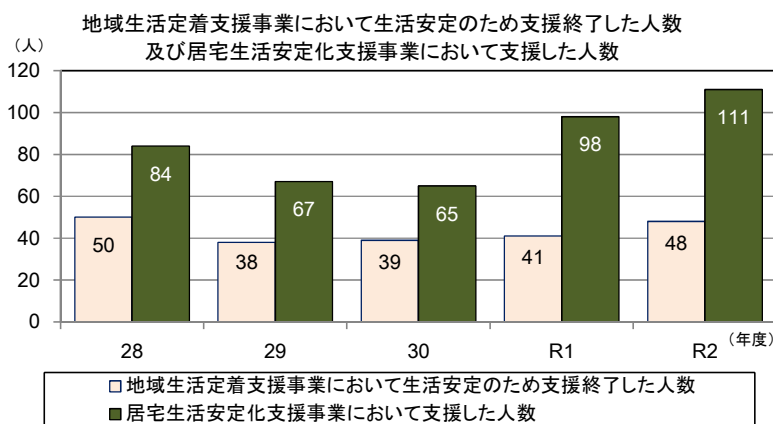
【基本計画2016～2025 施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成26年度 (現状)	令和2年度 (前期目標)	令和7年度 (後期目標)
暮らし・しごと相談支援センターにおける新規相談者数	—	1,000人	1,500人
暮らし・しごと相談支援センターにおける就労支援対象者及び就職者数	—	250人 125人	300人 150人
生活困窮者就労準備支援事業支援対象者数(年間)	—	20人	30人

3-2 地域における自立生活支援

14. 生活保護受給者のうち、地域生活定着支援事業において生活安定のため支援終了した人数及び居宅生活安定化支援事業において支援した人数

路上生活をしてきた生活保護受給者への支援として、平成22年度から「地域生活定着支援事業（委託事業）」を開始した。居宅生活への移行と、居宅移行後の生活を安定させるための支援を行っている。また、精神保健医療に該当する被保護者への支援として、平成20年度から「居宅生活安定化支援事業」を開始した。居宅生活安定化支援員がケースワーカーや他機関と連携しながら、精神科受診につなげる、病院への通院同行・服薬管理の確認、日中活動の場の紹介や同行、長期入院者の退院等の支援を行っている。



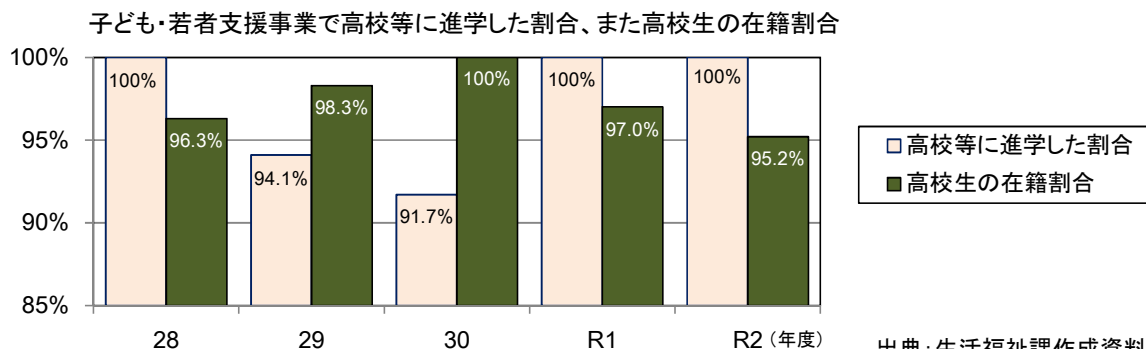
出典：生活福祉課作成資料

【基本計画2016-2025 施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成26年度 （現状）	令和2年度 （前期目標）	令和7年度 （後期目標）
生活保護受給者のうち、地域生活定着支援において生活安定のため支援終了した人数及び居宅生活安定化支援事業において支援した人数	30人 49人	50人 85人	50人 85人

15. 生活保護受給者のうち、子ども・若者支援事業で高校等に進学した割合、また高校生の在籍割合

生活保護受給世帯の子ども・若者・その保護者等に対し、貧困の連鎖を防止するために、平成27年度に「子ども・若者支援事業」を開始した。専門支援員が、ケースワーカーと連携して訪問を中心とした見守り支援を継続することで、引きこもり、親子関係、生活課題等を把握し、必要に応じて関係機関へのつなぎを行うことなどにより、課題解消を図っている。学齢期の子どもたちには無料学習会や子ども食堂の紹介・同行、高校生には中途退学防止の学生生活継続支援を行っている。また、高校・大学受験にあたり、進学先の相談や、奨学金・進学資金貸付の情報提供や同行支援を行っている。

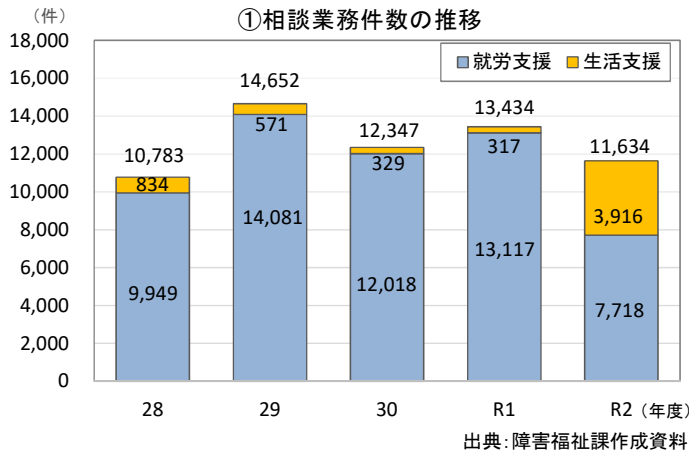


出典：生活福祉課作成資料

【基本計画2016-2025 施策の達成度をはかる指標】

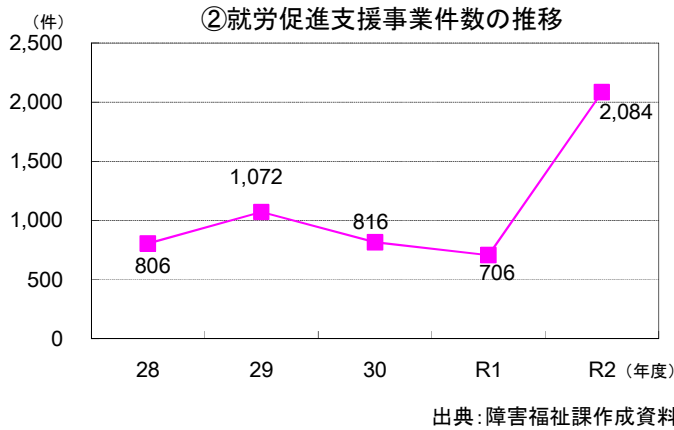
指標名	平成26年度 （現状）	令和2年度 （前期目標）	令和7年度 （後期目標）
生活保護受給者のうち、子ども・若者支援事業で高校等に進学した割合、また高校生の在籍割合	—	100% 95.0%	100% 95.0%

16. 障害福祉課施設就労支援グループにおける支援

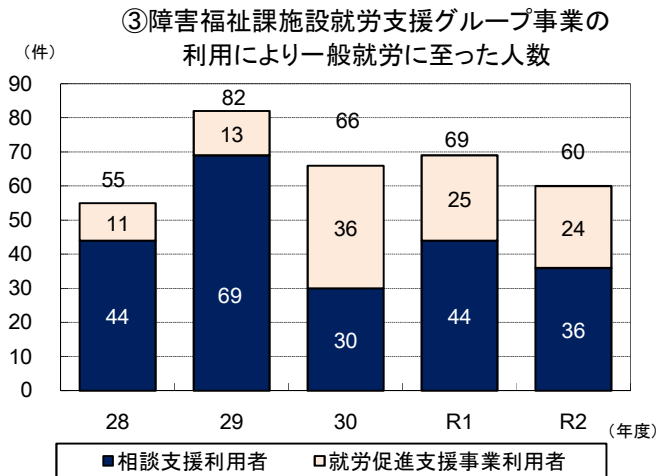


一般就労を目指す障害者と、就職後、定着支援を望む障害者を対象に、職業相談、職場定着支援等の就業支援と社会生活上必要な生活支援を行っている。

令和2年度より都の要綱に合わせた算出方法に変更。コロナの影響で在宅時の生活リズムに関する相談などの生活支援に関する相談が増加した。



就業促進支援事業として実習や就業前準備講座、面接対策（履歴書等作成支援、模擬面接、面接同行）を行っている。令和2年度より都の要綱に合わせた算出方法に変更。コロナの影響により実習回数は減少となったが、面接対策に関する支援は増加した。



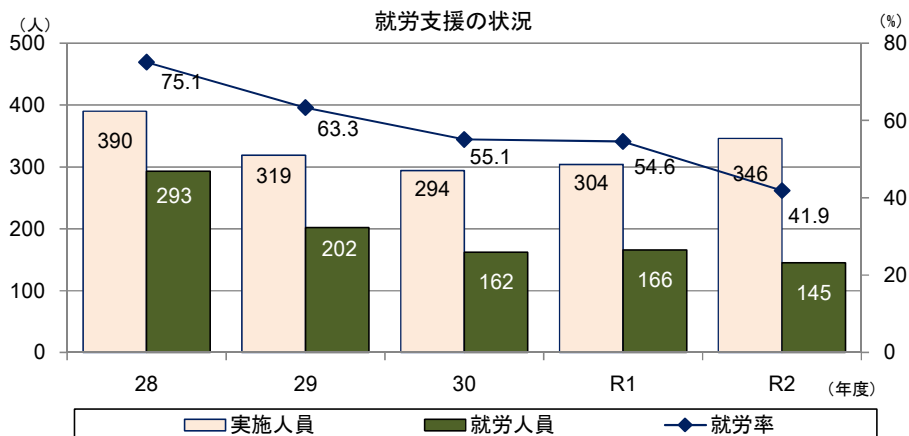
相談支援利用者とは就業グループの相談支援により一般就労につながった人数で、就業促進支援事業利用者とは、就業への準備性を高めることを目的とした実習等の利用も経て、一般就労につながった人数を示している。令和2年度は緊急事態宣言に伴い相談支援利用者による就職者が若干、減少した。

就労先(令和2年度)

販売・サービス	1
清掃	4
事務・事務補助	34
製造・調理	4
軽作業	8
その他	9
計	60

17. 生活保護受給者に対する就労支援

就労経験がない、長期にわたり未就労、就労意欲の衰退、といった就労への阻害要因を持つ受給者に対し、平成23年度から就労意欲喚起事業を開始し、面接やセミナー、作業体験、清掃などのボランティア体験等のプログラムによる支援を行っている。平成25年度からは、就労支援専門員を増員して、東西生活福祉課に2名ずつ配置し、ハローワークとの連携や対象者個々への対応を強化した。平成26年度にはハローワーク常設窓口「ワークステップとしま」が開設され、平成27年5月から本庁舎内に移転し、生活保護受給者等生活困窮者の就労支援環境を充実させている。しかし平成29年度以降は就労率が減少している。これは稼働能力を有する被保護者の多くが就労し、就労に対して課題の多い被保護者が未就労者となり就労に結び付かない事例が多くなっているためと考えられる。令和2年度は、コロナ禍の影響により、支援対象者は増加し、就労率はさらに減少している。



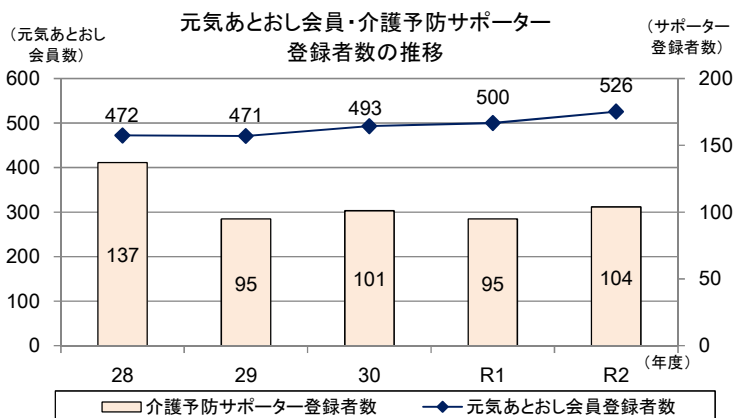
出典: 豊島区の社会福祉

【基本計画2016-2025 施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成26年度 (現状)	令和2年度 (前期目標)	令和7年度 (後期目標)
生活保護受給者のうち就労希望者における就労率	72.0%	73.0%	75.0%

18. 元気あとおし会員・介護予防サポーター

元気あとおし事業も介護予防サポーターも地域でボランティア活動をすることで、ますます元気になる効果を意図とした事業である。元気あとおし会員数は年々増加している。28年度は、介護保険法改正により「介護予防・日常生活支援事業」となり、運動プログラムの回数等再考をおこなったため、運動プログラムを主に活動されていた介護予防サポーターの方の中には、ご本人の高齢を理由に活動を終了された方も多く、平成30年度、令和元年度は最終的には標記の数となったが、高田介護予防センター、フレイル対策センターなど、施設のスタッフとして新たな活躍の場が創設された。



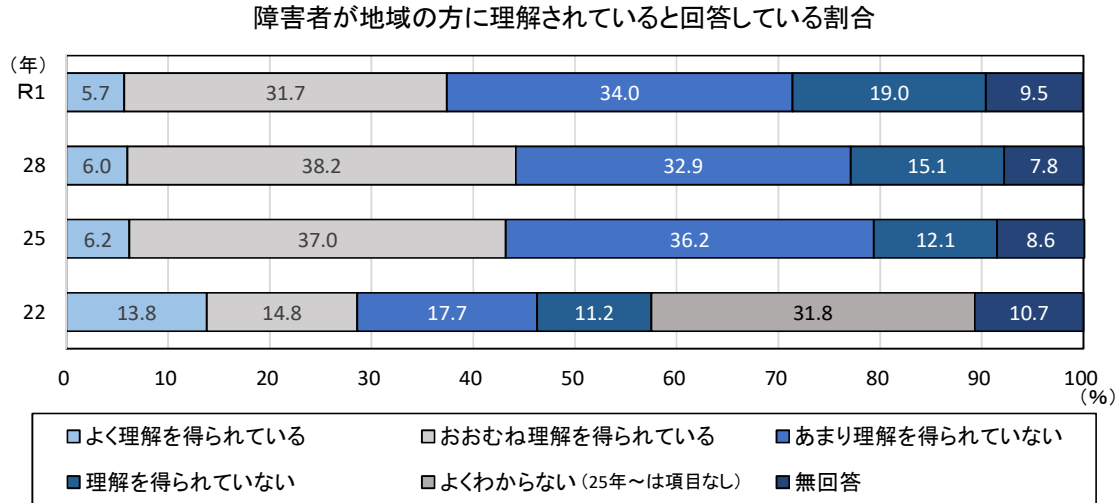
出典: 高齢者福祉課作成資料

【高齢者元気あとおし事業とは】
 区内の老人ホームやデイサービスセンターなどの介護保険施設等でボランティア活動を行うことで、高齢者自身の介護予防と互いに支えあう元気な地域社会作りを目指した事業。
 説明会に参加し申込により「元気あとおし会員」として登録し、活動すると貰えるスタンプ数に応じて換金ができる。

【介護予防サポーターとは】
 高齢者福祉課が主催する介護予防事業のサポートや介護予防サロンの運営、サポートを行う。

19. 障害者が地域の方に理解されていると回答している割合

3年に1度実施している「障害者等実態・意向調査」結果による。令和元年度実施し、およそ4割の障害者が理解を得られていると回答している一方、理解を得られていないと回答した障害者もおよそ5割いる。障害区分別では、知的障害、身体障害のうち音声・言語・そしゃく機能の障害の方は約5割が理解を得られている、と回答しているように、障害区分別の差もあり、幅広く理解を進めていく必要がある。



出典：豊島区障害者等実態・意向調査報告書

【基本計画2016-2025 施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成26年度 (現状)	令和2年度 (前期目標)	令和7年度 (後期目標)
障害者が地域の方に「理解されている」「概ね理解されている」と回答している区民(障害者)の割合	43.2%	46.5%	50.0%

20. 介護認定を受けていない高齢者で過去1年間に地域活動に参加経験のある人の割合

平成28年度は介護保険アンケート調査より記載した。調査項目は平成28年9月30日厚生労働省「介護保険事業計画策定に向けた各種調査等に関する説明会」に基づき変更した。

平成29年度以降は「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」より算出。過去1年間に地域活動に参加経験のある方の経年比較について、「地域活動への参加経験がある」の割合は平成30年度から令和元年度で増加したが、令和2年度はやや減少している。

	28	29	30	R1	R2
介護認定を受けていない高齢者で過去1年間に地域活動に参加経験のある人の割合	58.8%	48.1%	52.4%	65.7%	61.1%

※平成28年度の調査項目より具体例が追加(高齢者クラブと区民ひろば)

出典：介護保険アンケート調査(H26・28)

出典：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(H29～)

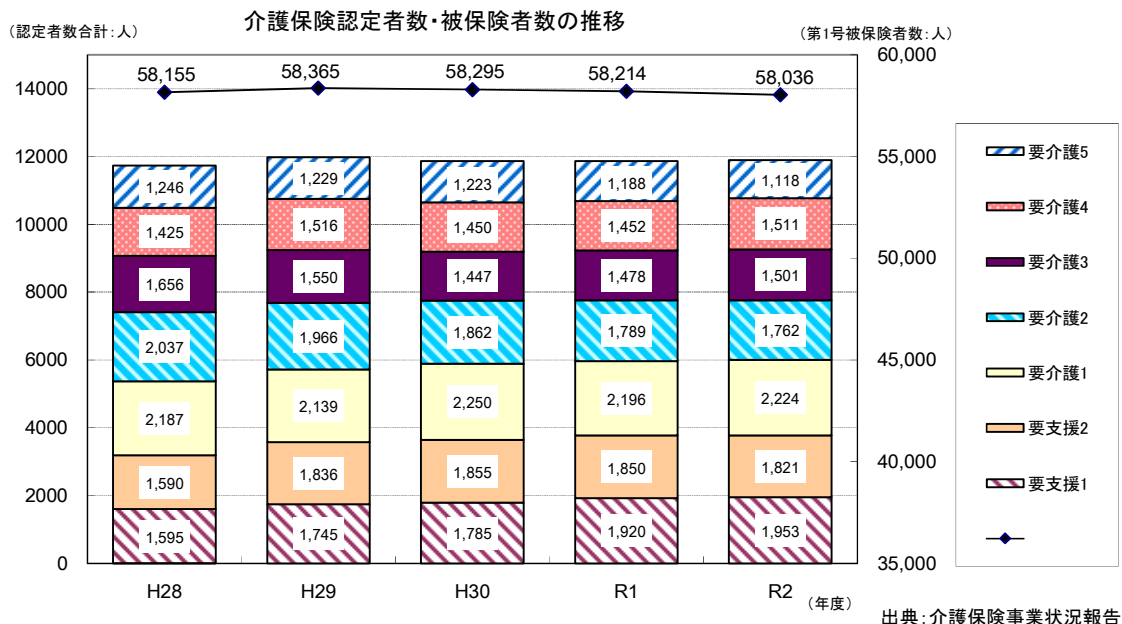
【基本計画2016-2025 施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成26年度 (現状)	令和2年度 (前期目標)	令和7年度 (後期目標)
介護認定を受けていない高齢者で過去1年間に地域活動に参加経験のある人の割合	36.5%	37.4%	38.8%

3-2 地域における自立生活支援

2.1 介護保険認定者数・被保険者数の推移

第1号被保険者数は、令和元年度末現在に比べ178人減となり、わずかながら減少している。要介護（要支援）認定者数は、令和2年度末現在11,890人である。そのうち第1号被保険者は11,695人であり、第1号被保険者に占める要介護（要支援）認定者数の割合は約20.15%となっている。

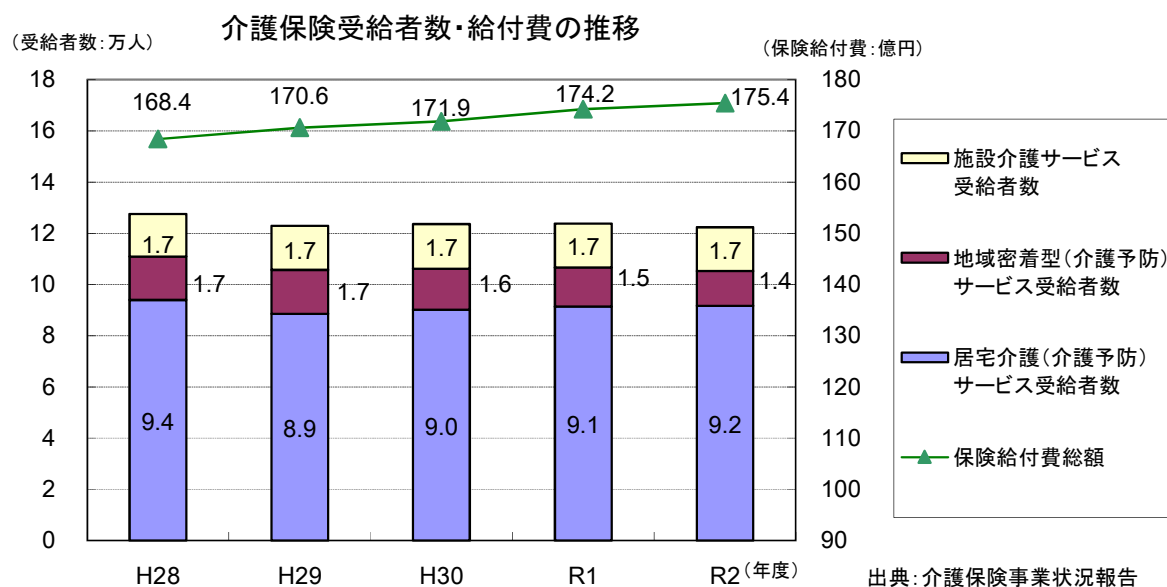


第1号被保険者	65歳以上の被保険者
要支援	介護保険の対象者だが要介護状態が軽く、生活機能が改善する可能性が高いと認定された人
要介護	介護保険のサービスによって、生活機能の維持改善を図ることが適切であると認定された人(5段階)

2.2 介護保険受給者数・給付費の推移

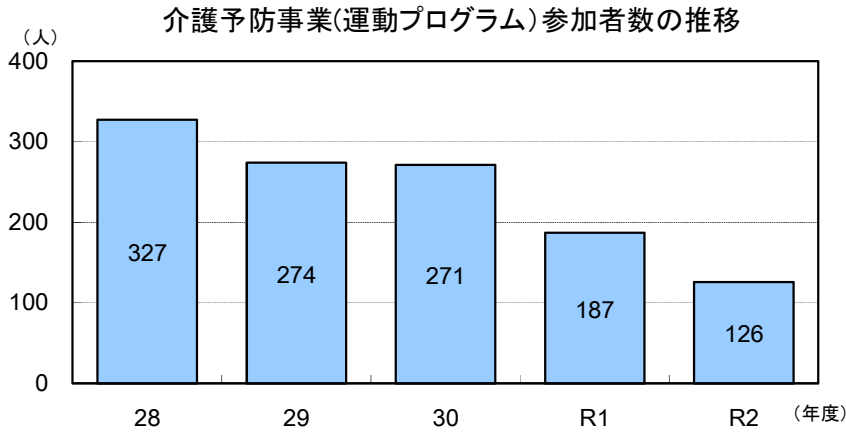
サービス受給者の延べ人数は122,386人（居宅サービス75.0%、地域密着型サービス11.0%、施設サービス14.0%）となっている。

保険給付費総額は、平成28年度からの5年間で約7億円（4.2%）増となった。



2.3. 介護予防運動プログラム事業参加者数

平成28年度からは、介護保険法改正により「介護予防・日常生活支援事業」となり、事業を見直して高齢者の運動のきっかけ作りとし、初めて申し込みをした人のみに限定し、期間及び実施回数も減らしたため参加人数は減少した。令和元年度からは、事業規模を見直し、定員に満たない場合、2回目以降申し込みをした人も受け付けた。

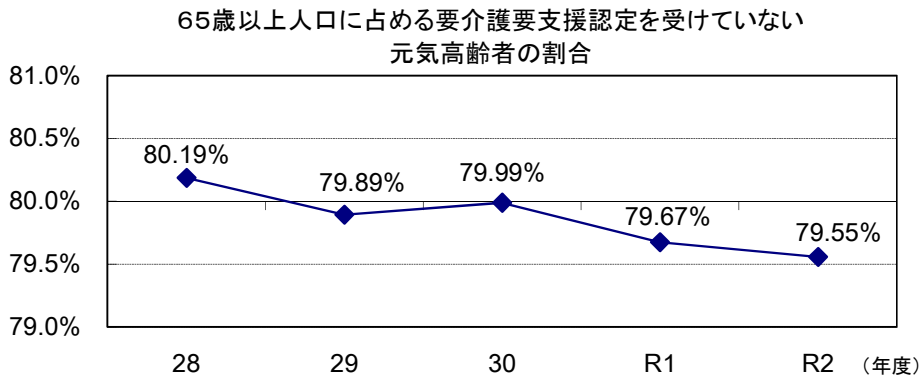


出典：高齢者福祉課作成資料

※介護予防事業(運動プログラム)とは、高齢者マシントレーニング、筋力アップ教室、水中トレーニングの3事業を指す。令和2年度から、水中トレーニングは事業終了。

2.4. 元気な高齢者の割合

65歳以上人口は減少傾向にありますが、高齢化の進展に伴い、後期高齢者数(75歳以上)が前期高齢者数(65~74歳)を上回ったことから、認定者数が増加し、元気高齢者の割合が減少している。



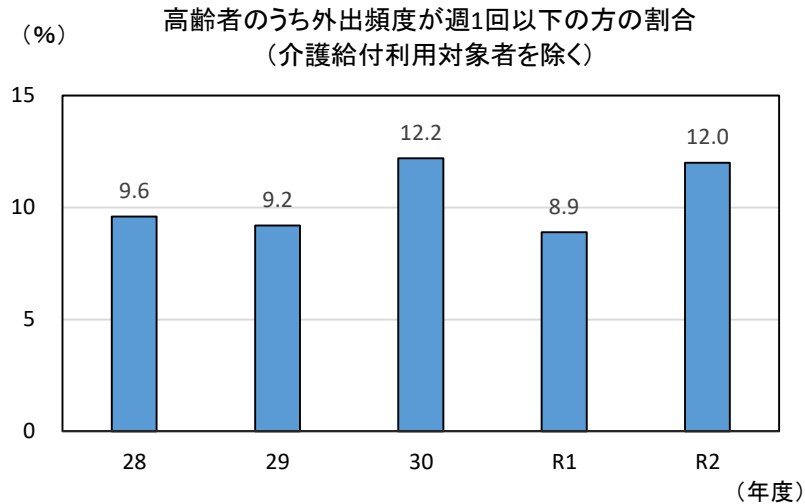
年度	(A) 65歳以上人口	(B) 要介護要支援認定者数	(C) 元気高齢者の数(A-B)	元気高齢者の割合(C/A)
28	58,155	11,523	46,632	80.19%
29	58,365	11,736	46,629	79.89%
30	58,295	11,666	46,629	79.99%
R1	57,413	11,670	45,743	79.67%
R2	57,202	11,695	45,507	79.55%

出典：「介護保険事業状況報告(各年度3月末)」資料

3-2 地域における自立生活支援

25. 高齢者のうち外出頻度が週1回以下の方の割合（介護給付利用対象者を除く）

介護保険制度が普及し、介護保険制度のサービスについて理解と利用がすすむ中で、65歳以上人口は減少傾向にあります。高齢化の進展に伴い、後期高齢者数（75歳以上）が前期高齢者数（65～74歳）を上回ったことから、認定者数が増加し、元気高齢者の割合が徐々に減少している。



出典：介護保険事業報告資料(28)

出典：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(H29～)

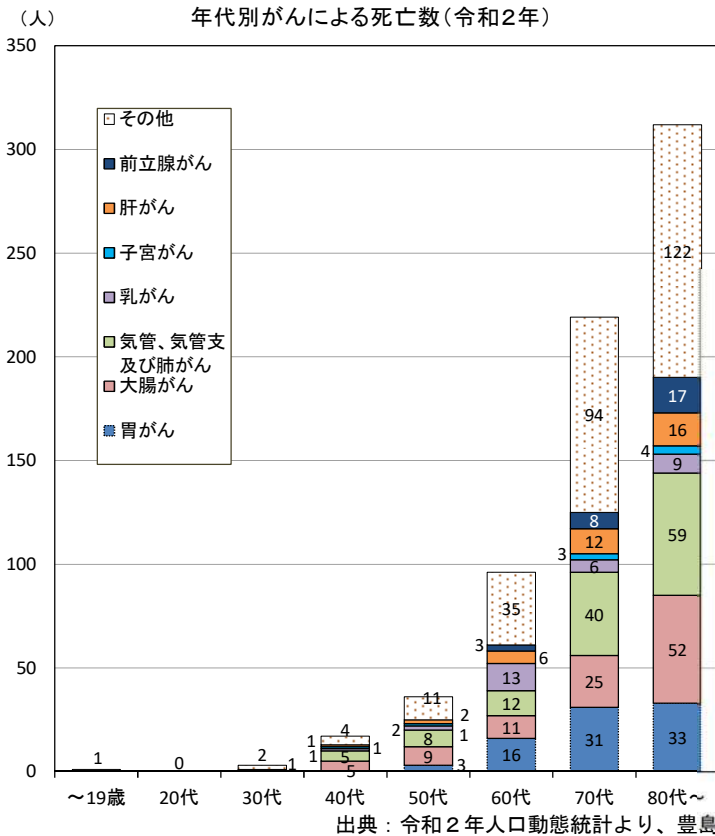
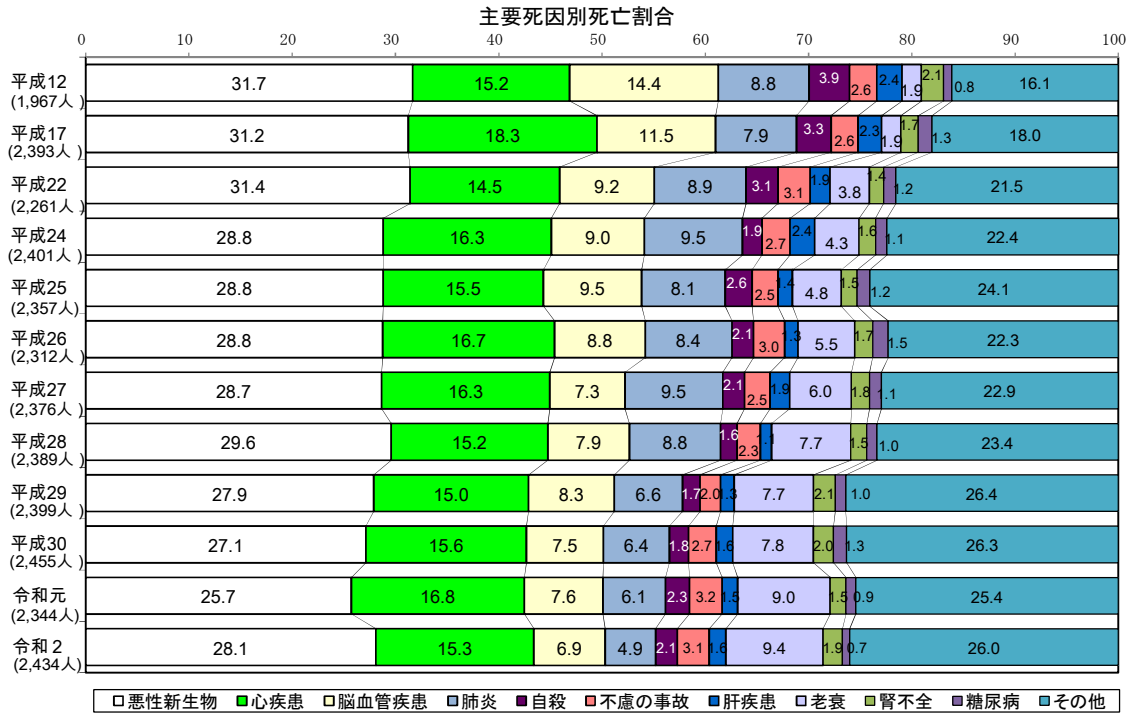
【基本計画2016-2025 施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成26年度 (現状)	令和2年度 (前期目標)	令和7年度 (後期目標)
高齢者のうち外出頻度が週1回以下の方の割合(介護給付利用対象者を除く)	11.9%	10.8%	9.3%

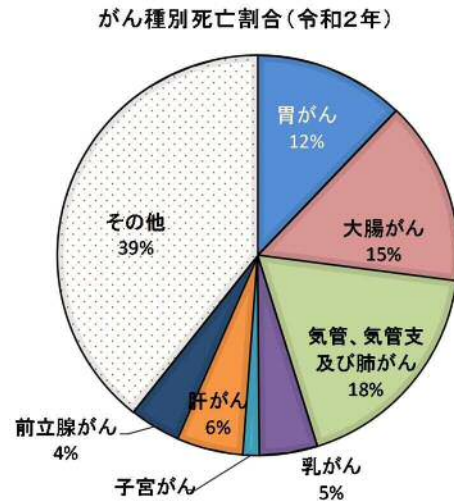
3. 健康な生活の維持・増進

1. 主要死因別死亡割合

令和2年の豊島区の死亡数は、2,434人で、令和元年より90人増となり、死亡率（人口千対）は、8.2と前年より0.4増加した。豊島区の3大死因の死亡数と死亡率（人口10万対）は、○第1位：悪性新生物684人（229.4）、○第2位：心疾患373人（125.1）、○第3位：老衰230人（77.1）であり、悪性新生物の割合が増加し、心疾患の割合が減少した。



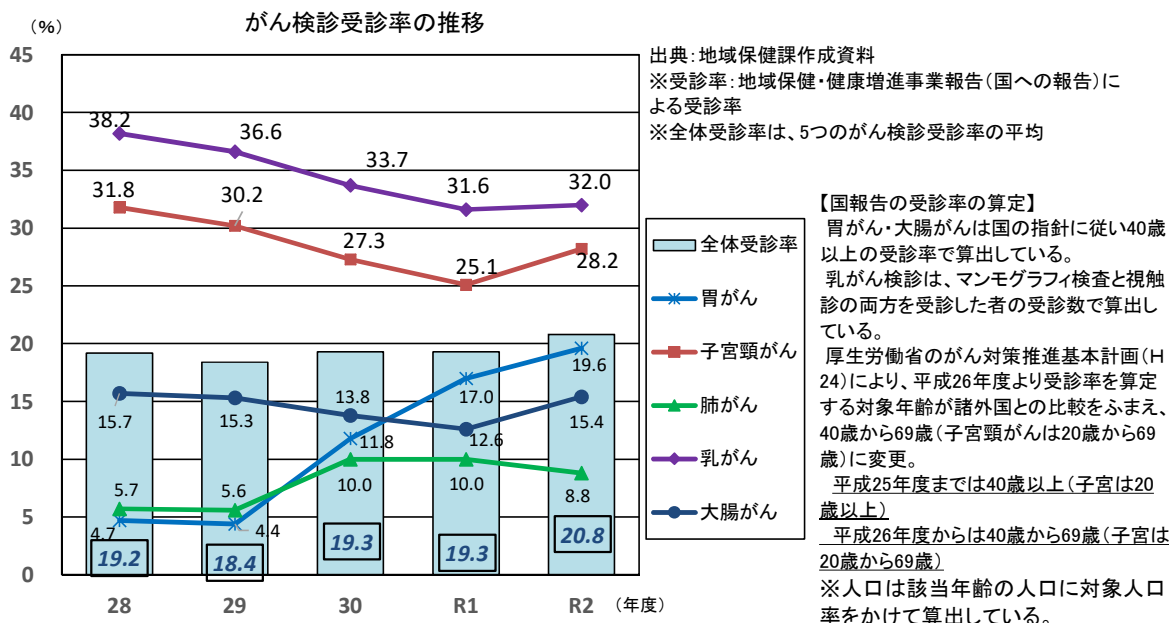
がんによる死亡のうち部位別に死亡が多いのは、気管、気管支及び肺がん、大腸がん、胃がん、肝がんの順番になっている。また、がん検診の実施と関連のある胃がん、大腸がん、気管・気管支及び肺がん、乳がん、子宮がん、前立腺がんの死亡を合わせると、5割を超えている。



2. がん検診の受診率・受診人数の推移

検診チケット（受診券）については、今まで、大腸がん、乳がん、子宮頸がんを個々に送っていたが、30年度から、胃がん、肺がんを合わせた5つのがんをまとめて送る方式に改めた。そのため胃がん、肺がんの受診率が上がった。特に胃がんについては、従来のX線検査の伸びの他、新たに始まった内視鏡検査分も加わったため大きな伸びを見せている。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で検診期間の変更などが生じたが、個別勧奨を継続、大腸がん未受診者、転入者への勧奨も行った。



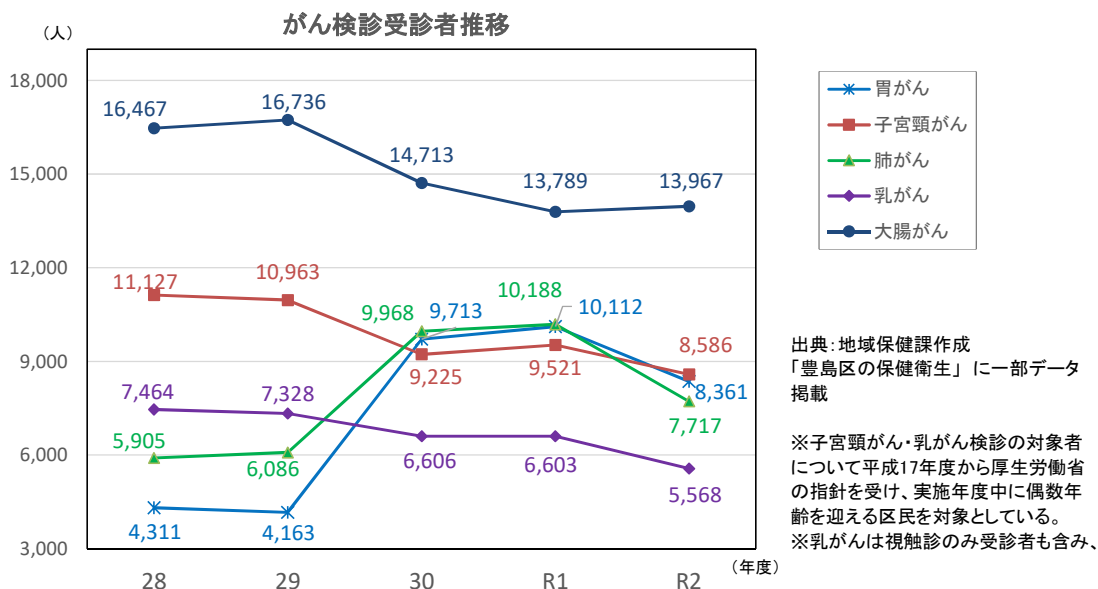
【基本計画2016-2025 施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成26年度 （現状）	令和2年度 （前期目標）	令和7年度 （後期目標）
区民のがん検診受診率	17.7%	23.8%	25.5%

平成30年度から、胃・肺・大腸・乳・子宮の5つのがんの受診チケット送付を始めたことから胃、肺、子宮の受診者が伸びた。特に胃は内視鏡検査を新たに開始したことも受診者増の大きな要因となった。

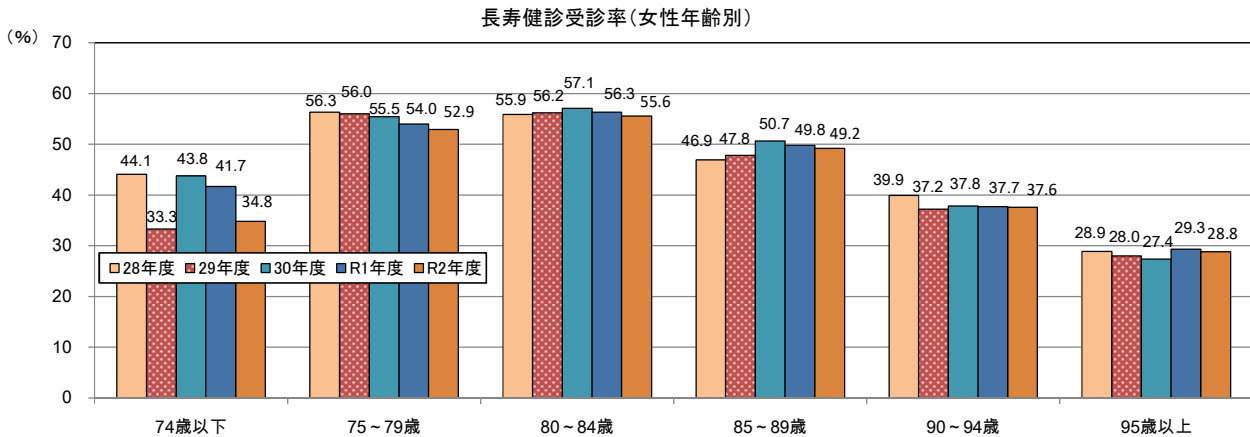
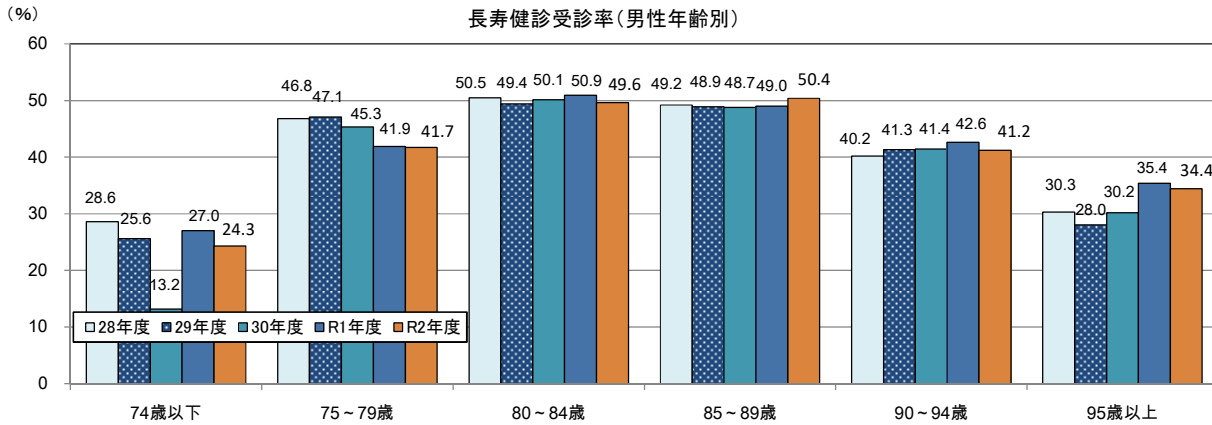
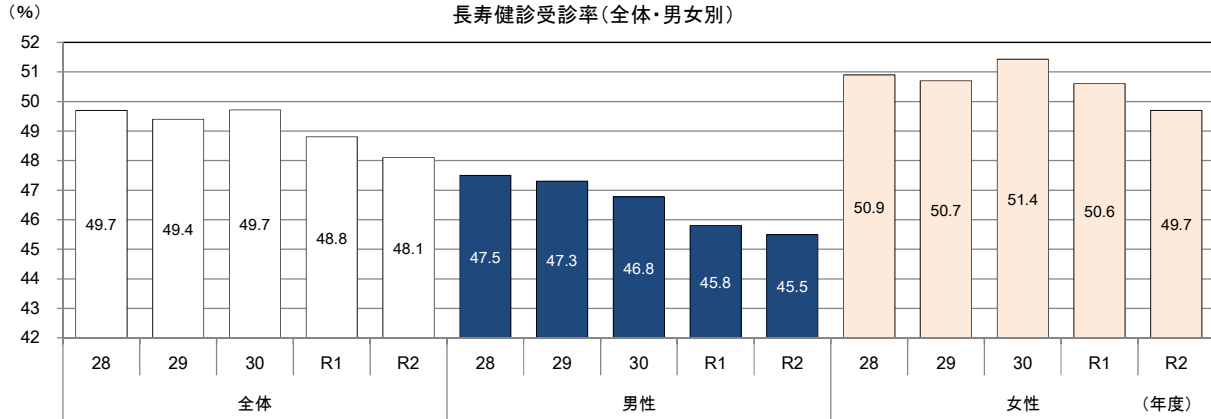
大腸がんの受診者数については年々低下傾向にあったが、令和2年度は微増に転じた。

平成30年度に受診チケットをまとめて送る方式に改めた際、高齢者の検診による体の負担を考慮し、送付対象の上限を79歳とした。（80歳以上は希望者申出制）



3. 長寿健診受診状況

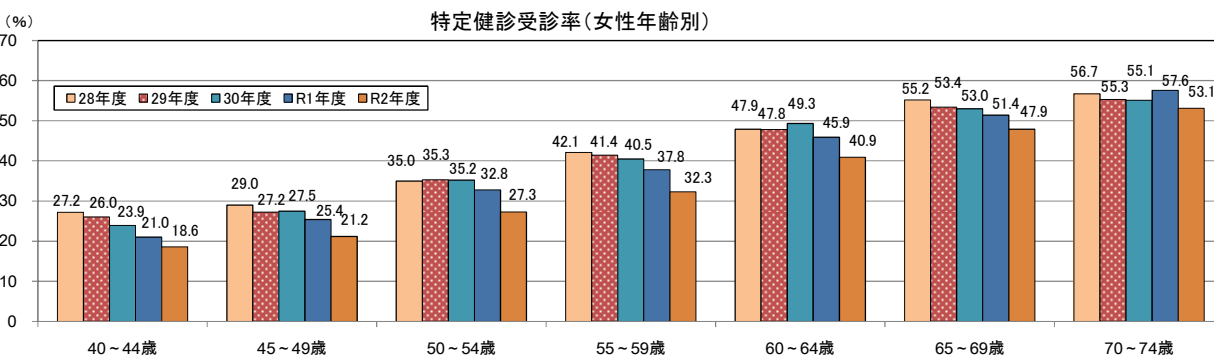
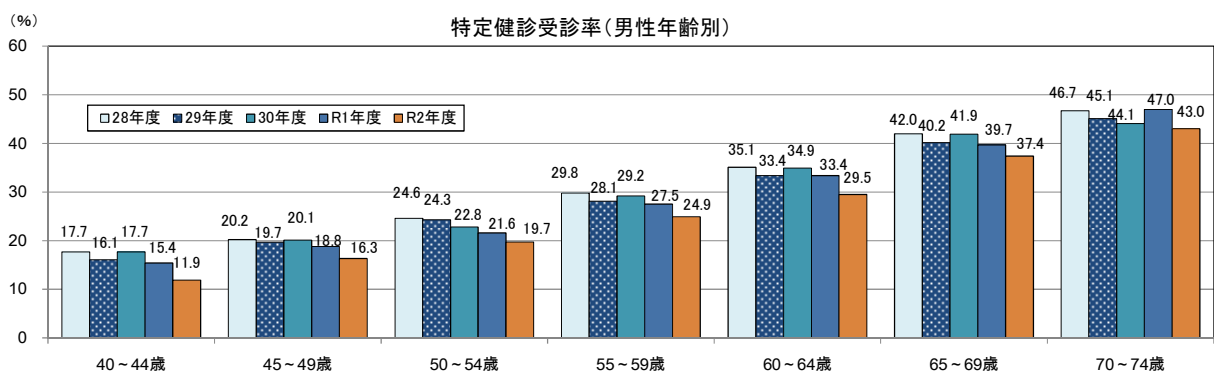
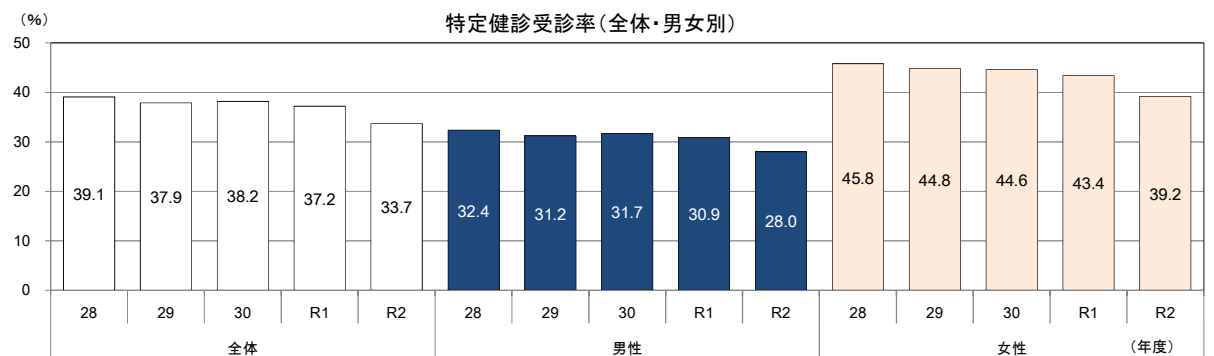
後期高齢者医療制度に加入の方に対して長寿健診を実施している。
受診率については、男性よりも女性の方が高く、50%に近い。



出典：地域保健課作成資料

4. 特定健診受診状況

豊島区国民健康保険加入の40歳以上の方に対して特定健診を実施している。
 受診率については、未受診者へ電話による再勧奨を行ったものの、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大による外出制限等が影響し、全体および全年代で過去4年間より低い値となり、全体では前年度より3.5%減少した。
 健診により要医療となった者は医療による管理に誘導しており、年1回の定期的な受診の大切さを周知することが重要となっている。

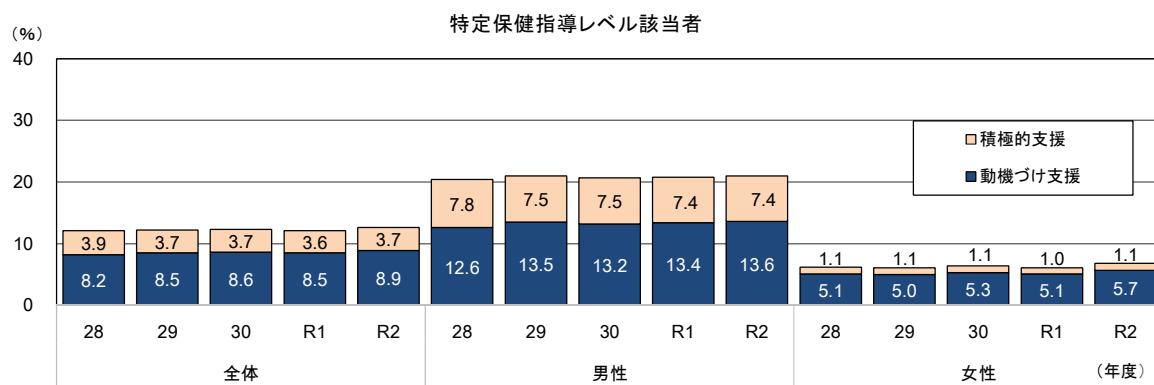
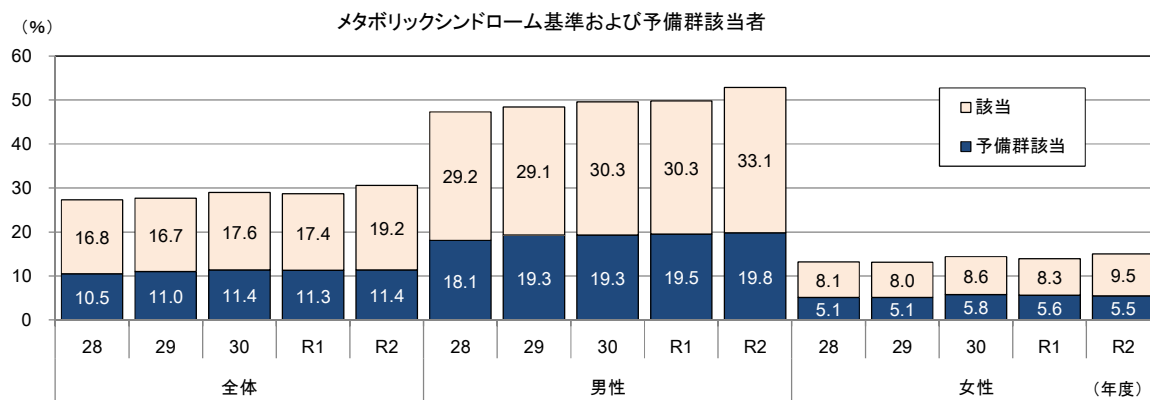


出典：地域保健課作成資料

【基本計画2016-2025 施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成26年度 (現状)	令和2年度 (前期目標)	令和7年度 (後期目標)
特定健診受診率	39.3%	54.0%	55.0%

特定健診の結果によるメタボリックシンドロームの該当者は、特に男性が増加傾向であり、前年度より2.8%増加した。特定保健指導レベルは、ほぼ横ばい状態である。



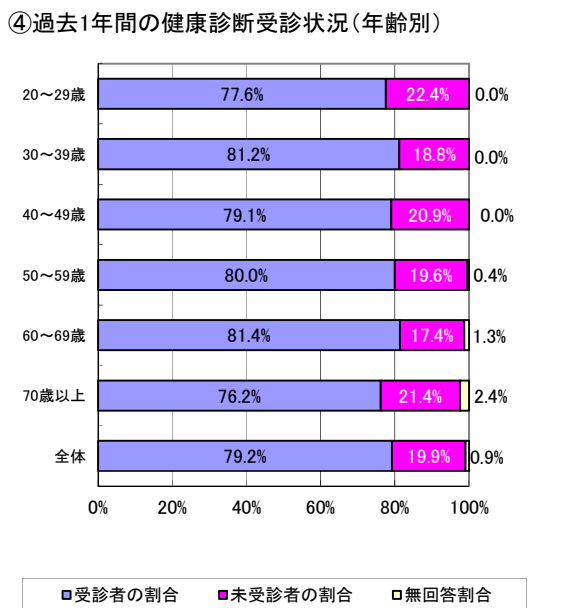
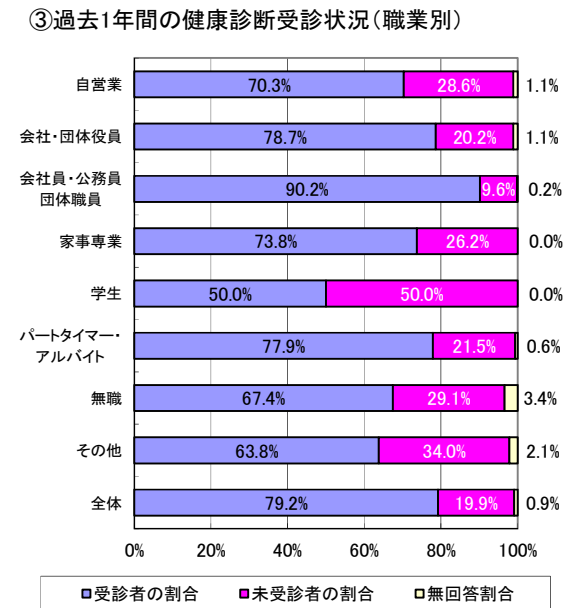
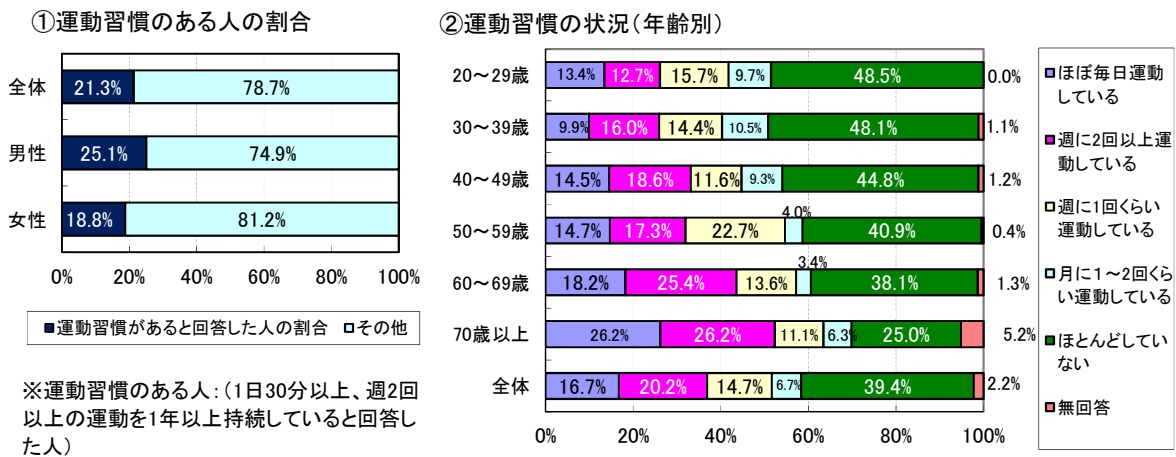
出典：地域保健課作成資料

【メタボリックシンドロームの判定及び特定保健指導階層化について】
 男性腹囲85cm以上、女性腹囲90cm以上、又は男女ともBMI25以上で、血圧・脂質異常・血糖・喫煙・服薬の追加リスクにより危険度を判定し、「積極的支援」「動機づけ支援」「情報提供」に振り分ける。

5. 運動習慣及び健康診断の受診状況

運動習慣の状況をみると、20代、30代、40代の約半数がほとんど運動をしていないことが分かる。健康診断受診状況では、全ての年齢層で受診率が70%以上であった。職業別では「会社員・公務員・団体職員」の受診率の割合が90.2%と最も多く、最も低いのは「学生」で、50.0%であった。

調査時期: 令和2年12月 対象: 区民20歳から79歳までの中から3,000人を無作為抽出
 有効票数(有効回収率): 1,222(40.7%) 調査方法: 郵送配布郵送回収



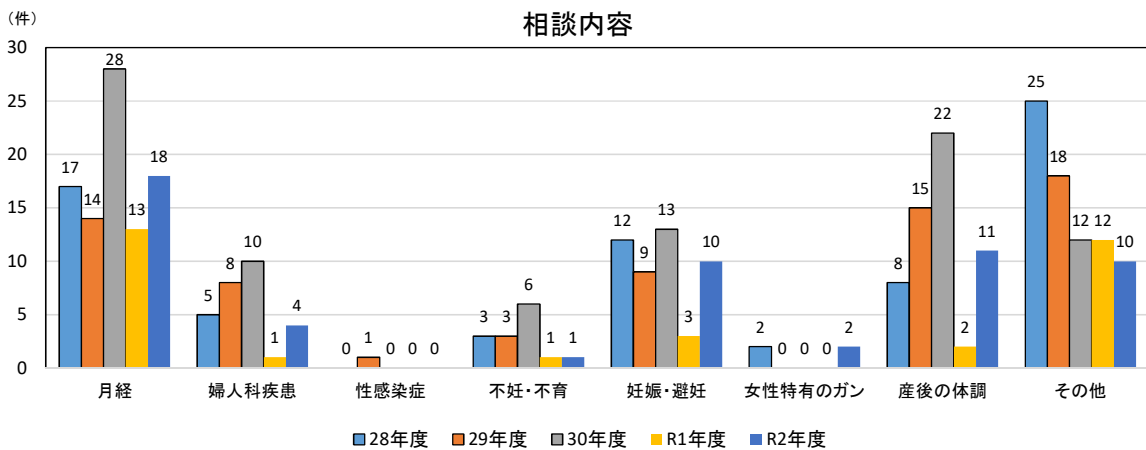
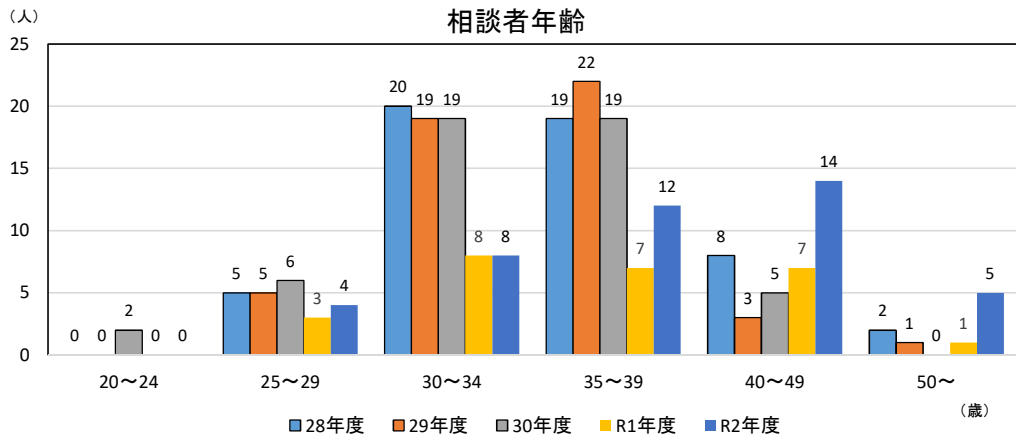
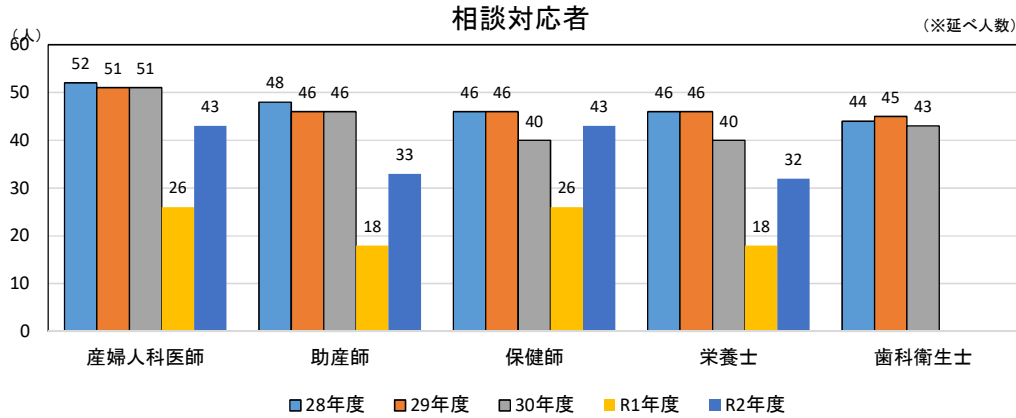
出典: 地域保健課作成資料

【基本計画2016-2025 施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成26年度 (現状)	令和2年度 (前期目標)	令和7年度 (後期目標)
運動習慣のある人の割合(特定健診質問票より)	40.5%	43.0%	44.5%

6. 女性のライフプラン形成のための健康相談事業

健康で自分らしい生き方や、安心な妊娠・出産・子育てをサポートする女性を対象とした総合相談を毎月1回実施。産婦人科医師・助産師・保健師・栄養士・歯科衛生士が個別相談に応じている（歯科衛生士は平成30年度で終了）。



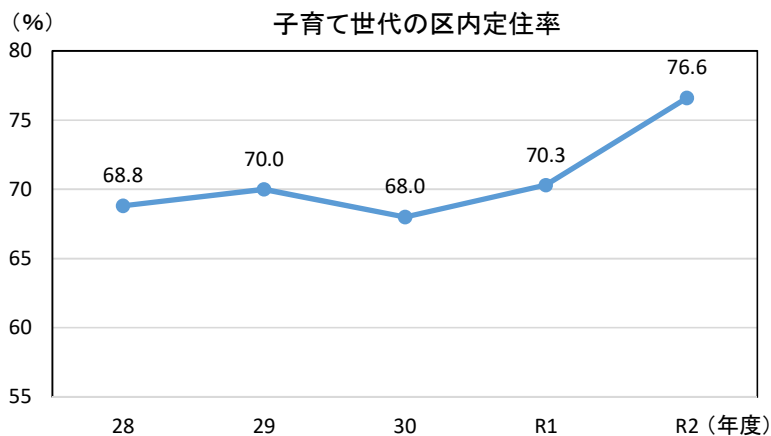
出典：豊島区の保健衛生

【基本計画2016-2025 施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成26年度 (現状)	令和2年度 (前期目標)	令和7年度 (後期目標)
女性のライフプラン形成のための健康相談事業(延べ相談件数)	75件 (H26.9.3~H27.3.4)	130件	140件

7. 子育て世代の区内定住率

「3歳児健診対象者(a)」を3年前の「妊娠届数(b)」で割った値(a/b)を算出し、これを妊娠届提出後に3歳児健診まで区内に定着していた人の割合とみなしている。



出典:健康推進課作成資料

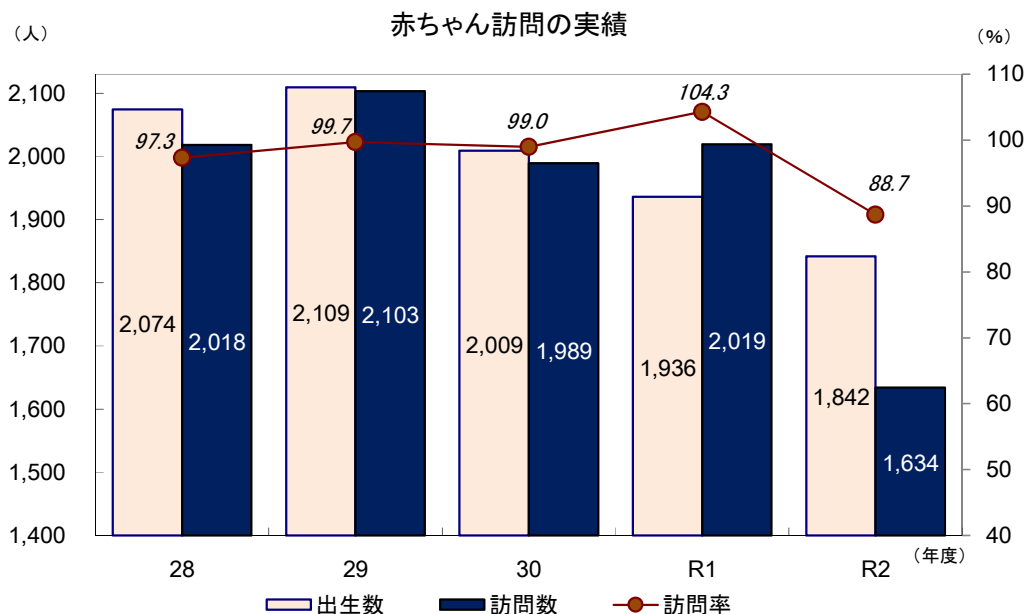
【基本計画2016-2025 施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成26年度 (現状)	令和2年度 (前期目標)	令和7年度 (後期目標)
子育て世代の区内定着率	69.0%	75.0%	75.0%

8. 赤ちゃん訪問 (こんにちは赤ちゃん事業)

これまでの母子保健法による新生児訪問指導と児童福祉法及び子ども・子育て支援法による乳児家庭全戸訪問「こんにちは赤ちゃん事業」として一体的に実施し、母子の健康維持増進に虐待予防の視点を加えた子育て支援として強化している。

出生数は人口動態統計により両親が外国籍の乳児を含まず、訪問件数は両親が外国籍の乳児と転入の乳児を含む。



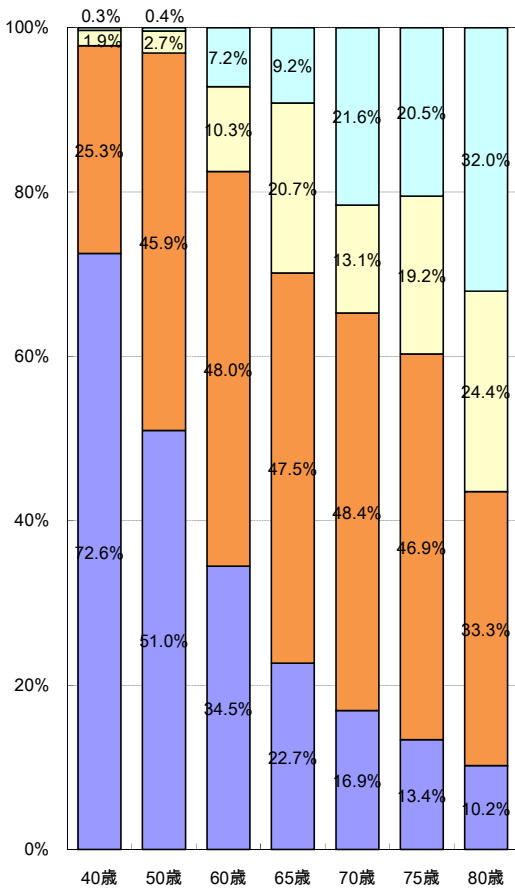
出典:豊島区の保健衛生

9. 現在歯数

自分の歯を24本以上保有している人の割合は40歳、45歳、50歳、55歳及び60歳では90%以上の値で推移しているが、70歳では71.3%、75歳では68.0%と減少している。この時期以降に歯を多く喪失し、80歳では55.8%となっている。

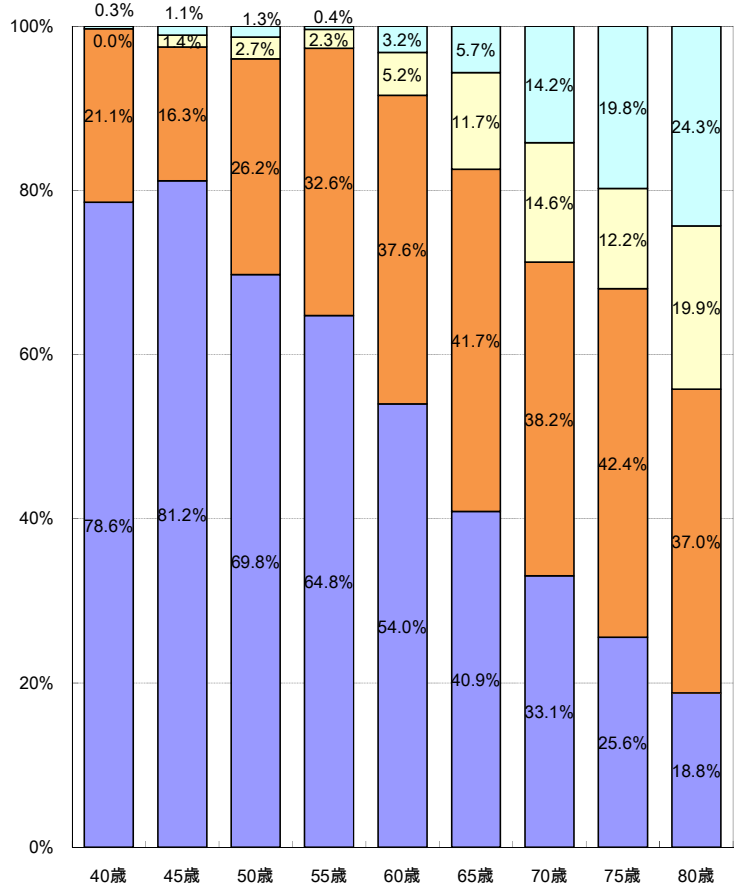
80歳で現在歯数が20本以上の者は75.7%であり、平成27年度と比べ7.8%上昇している。厚生労働省が平成元年度からすすめている8020運動等により、歯の健診を定期的に行う知識が徐々に普及していることが見受けられる。

平成27年度 歯周疾患検診における現在歯数



出典：歯周疾患検診結果集計表
平成27年度歯周疾患検診計
対象者：21,032人
受診者：1,823人

令和2年度 歯周病検診における現在歯数



出典：歯周病検診結果集計表
令和2年度歯周病検診計
対象者：29,497人
受診者：2,264人

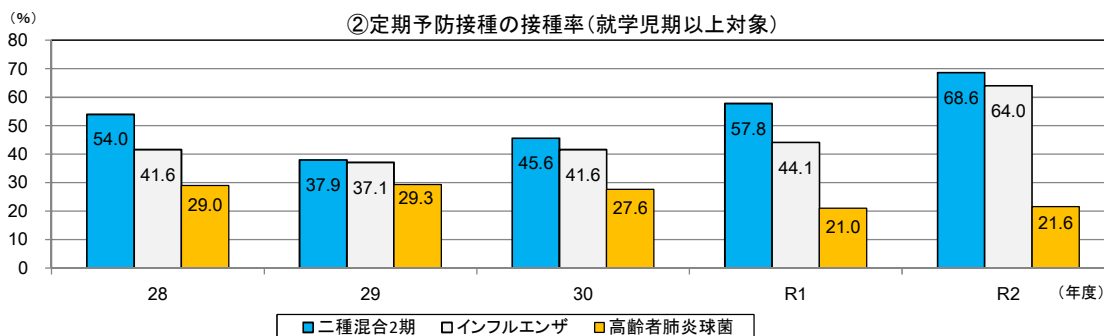
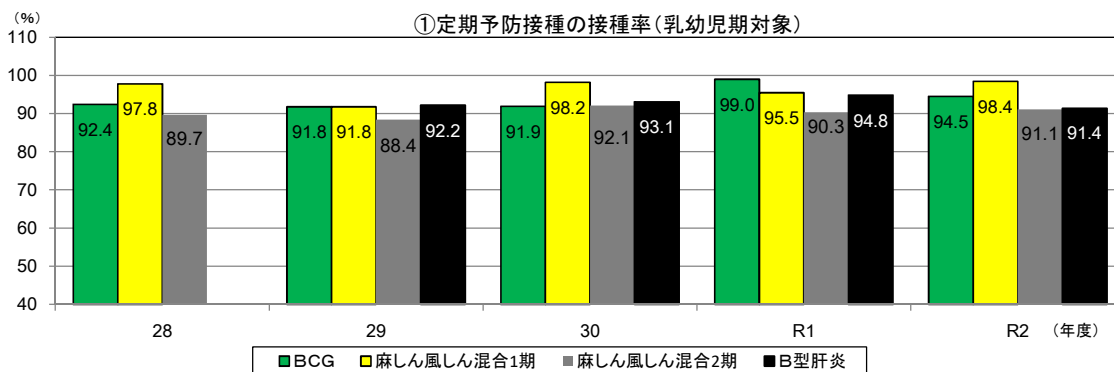
10. 定期予防接種

予防接種法に基づき実施する予防接種は、被接種者の感染予防・重症化予防を目的としているが、集団生活の場での安全確保・医療費削減においても有効な施策である。

対象の予防接種は以下のとおり。(ワクチンごとに対象年齢あり)

BCG:1歳に至るまで
 B型肝炎:1歳に至るまで
 麻しん風しん混合第1期:1歳以上2歳に至るまで
 麻しん風しん混合第2期:5歳以上7歳未満の小学校入学の1年前
 二種混合:11歳以上13歳未満
 ロタウイルス:(1価)生後6週0日~24週0日
 (5価)生後6週0日~32週0日
 子宮頸がん:中学1年生から高校1年生の女子
 高齢者インフルエンザ:65歳以上(特定疾患は60歳以上)
 高齢者肺炎球菌:原則当該年度内に65歳になる人

【接種対象等】	
BCG:1歳に至るまで	ロタウイルス:(1価)生後6週0日~24週0日
B型肝炎:1歳に至るまで	(5価)生後6週0日~32週0日
麻しん風しん混合第1期:1歳以上2歳に至るまで	子宮頸がん:中学1年生から高校1年生の女子
麻しん風しん混合第2期:5歳以上7歳未満の小学校入学の1年前	高齢者インフルエンザ:65歳以上(特定疾患は60歳以上)
二種混合:11歳以上13歳未満	高齢者肺炎球菌:原則当該年度内に65歳になる人

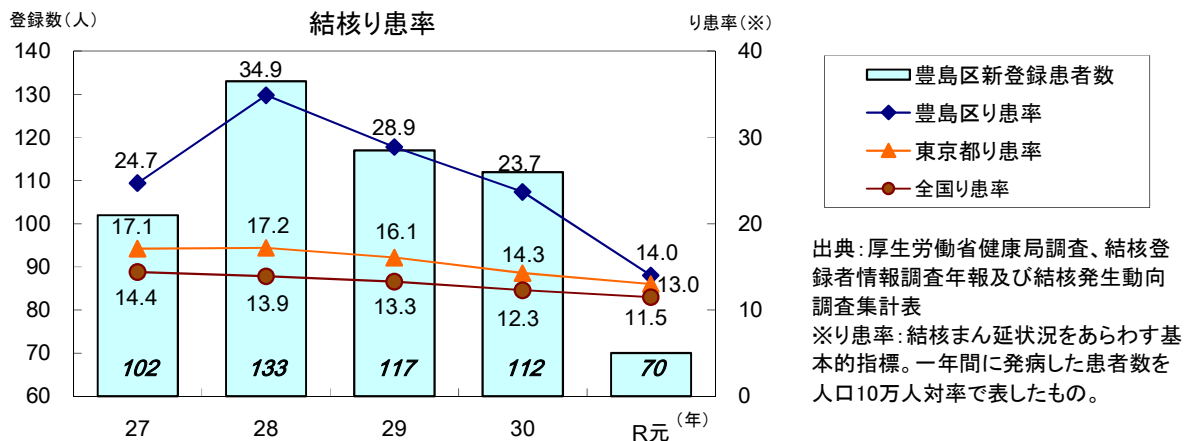


出典:豊島区の保健衛生

11. 結核り患率

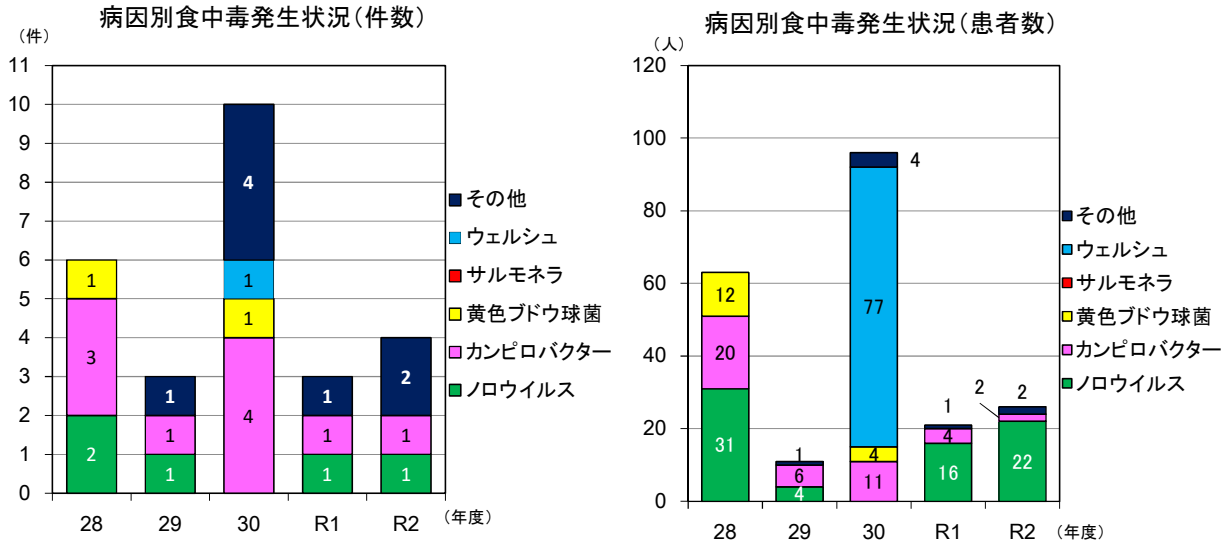
豊島区は結核り患率が非常に高く、生活困窮者・外国人患者の割合が多い都市型結核の特徴がある。

結核対策は、感染症法(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)に基づき、登録患者の服薬支援・医療費公費負担や、患者の早期発見のため接触者健診等を実施している。



1.2. 食中毒発生状況

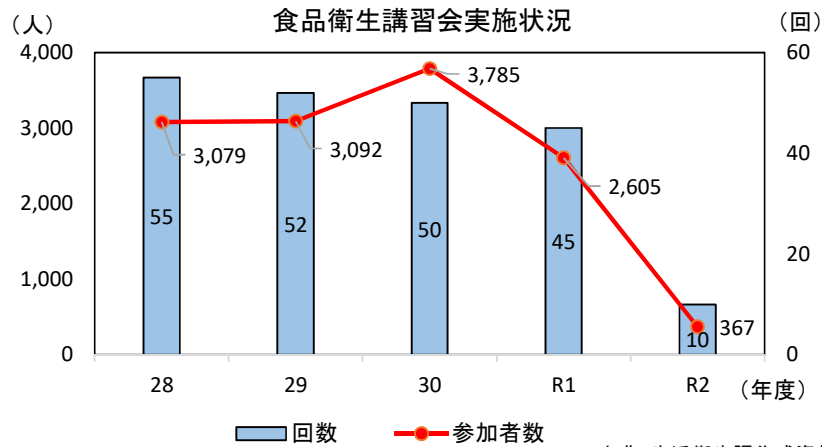
アニサキスとカンピロバクターによる食中毒が全国的に多発しており、本区においても、アニサキスが2件、カンピロバクター、ノロウイルスによる食中毒がそれぞれ1件ずつ発生している。近年、本区でも毎年のようにアニサキスによる食中毒が発生している実態がある。鮮魚介類の生食は、アニサキス食中毒のリスクがあることを周知していくことが重要である。



出典:生活衛生課作成資料

1.3. 感染症・食中毒予防講習会件数・参加者数

食品取扱従事者及び消費者を対象に、食品衛生意識の向上、食中毒予防のため、講習会、街頭相談等を実施している。令和2年度は、コロナ禍のため保健所が主催する講習会、街頭相談は実施しなかった。



出典:生活衛生課作成資料

【基本計画2016-2025 施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成26年度 (現状)	令和2年度 (前期目標)	令和7年度 (後期目標)
感染症・食中毒予防講習会開催件数	79回	120回	130回

3-3 健康な生活の維持・増進

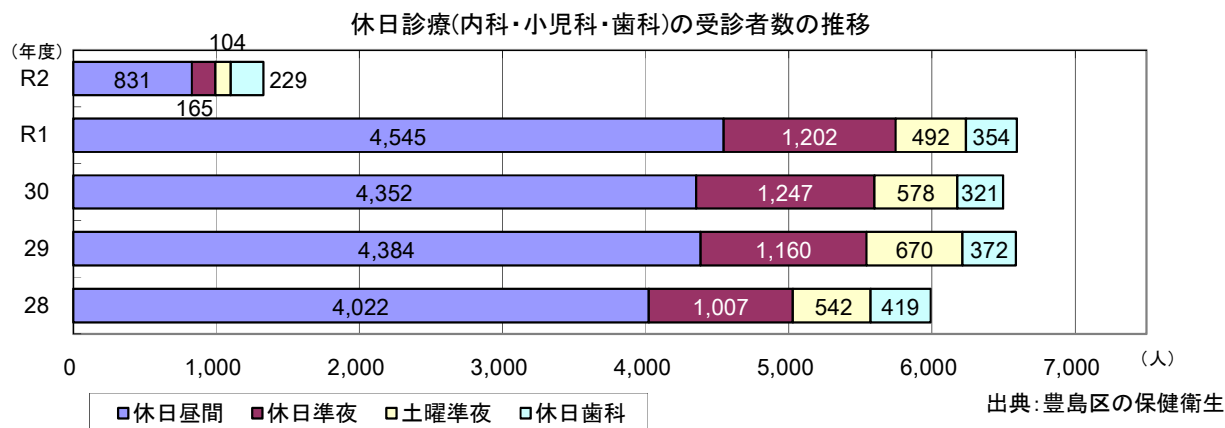
1.4. 休日診療（内科・小児科・歯科）診療の実績の推移

休日における救急患者に対する医療対策として、池袋休日診療所・長崎休日診療所・池袋歯科休日応急診療所（あぜりあ歯科診療所内）で休日診療を実施している。

なお巣鴨地区では年末年始に、在宅当番医方式による診療を実施している。

例年は6,500人前後の利用があり、休日診療所が区民に周知され、定着している。

しかし、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の流行により、受診控えが進み、利用人数が前年の2割程度まで激減した。



1.5. 平日準夜間小児初期救急診療の実績の推移

平成19年12月より小児初期救急医療対策として、都立大塚病院内に開設した。平成19年度は平日週3日の実施、平成20年度より平日週5日の実施（休日・年末年始は除く）。

小児科医の減少等に伴い、平日準夜間（20時～23時）における小児初期救急医療体制を確保することにより、働く親等の安心を高めることを目的として開始した。

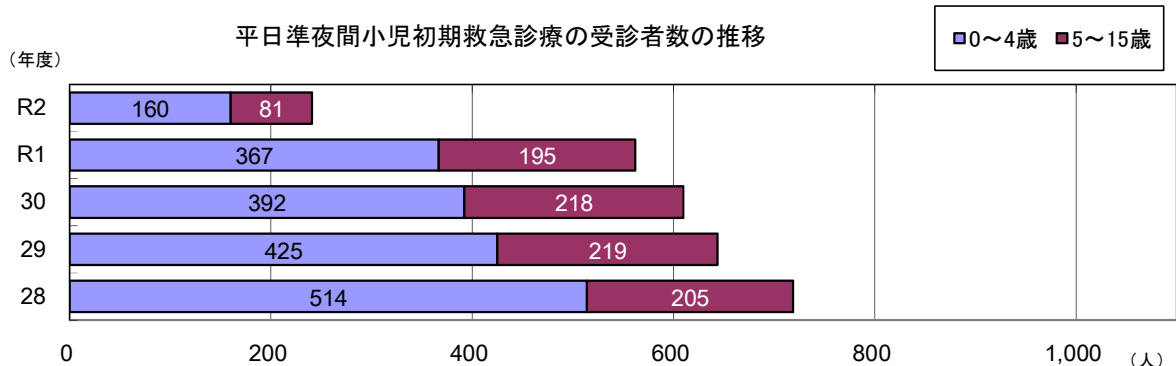
令和元年度10月からは、当事業を豊島区と文京区の共同実施とし、協定書を交わした。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の流行による受診控えが影響し、前年度の452.8%程度に留まった。

また、1日平均受診者数は、約1人であり、受診者の3人に2人以上が未就学の幼児であった。

例年、利用者は減少傾向だが、当事業が夜間救急であり、継続診療を目途とするものでないことが区民に浸透してきている故と思われる。

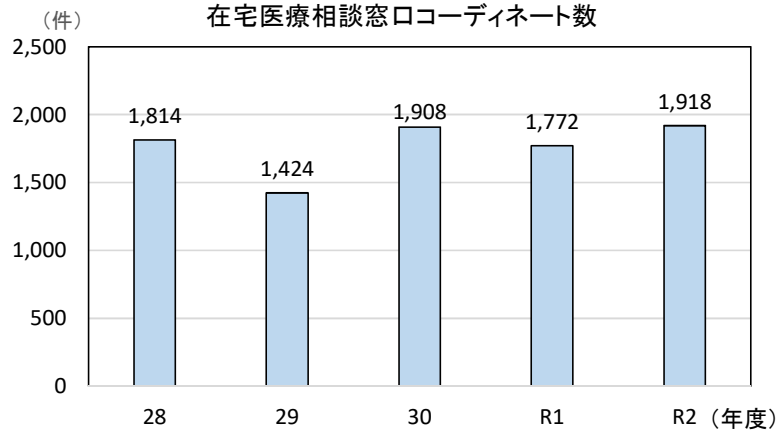
なお受診者の住所は、いずれの年も豊島区と文京区の小児が8割程を占めている。



※東京都の統計区分の変更に伴い、平成26～28年度は「0～5歳」、「6～15歳」で区分している。

16. 在宅医療相談・歯科相談

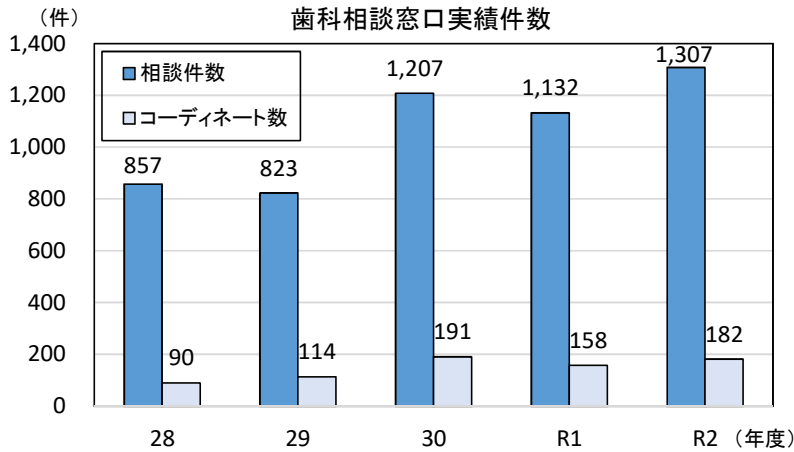
豊島区では、誰もが住み慣れた地域で安心して在宅医療を受けることができる仕組みづくりの一環として、在宅医療相談窓口、歯科相談窓口を開設した。入院中心の医療から地域（在宅）医療への医療政策への転換が進む中、相談窓口のニーズが今後も高まっていくと予想される。



出典：在宅医療相談窓口実績報告

【基本計画2016-2025 施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成26年度 〈現状〉	令和2年度 〈前期目標〉	令和7年度 〈後期目標〉
在宅医療相談窓口コーディネーター数	784件	1,080件	1,330件



出典：歯科相談窓口実績報告

【基本計画2016-2025 施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成26年度 〈現状〉	令和2年度 〈前期目標〉	令和7年度 〈後期目標〉
歯科相談窓口コーディネーター数	22件	40件	50件